

第3次鶴岡市男女共同参画計画 (素案)

鶴岡市

令和8年3月

全文修正はじめに

社会
ていま
老若男
でも、
他の部
ていま

鶴岡
策定し
ト」が
の女性
働く場

まが
可能な
画・目
ルの中
られ

これ
した部
ては、
幅広
「働
まし
面に

む
同参
方々

令和

わっ
は、
の中
活と
なっ

画を
エク
本市
に、

持続
た計
ゴー
掲げ
す。

策定
たっ
じ、
意識」
たし
る場

女共
民の

作成中

作成中

目次

1	計画策定の主旨と目標	ページ
2	計画の位置付け	ページ
3	計画期間	ページ
4	本市の男女共同参画の状況		
	(1) 人口の状況	ページ
	(2) 就業の状況	ページ
	(3) 社会増減の状況	ページ
	(4) 政策・方針の決定過程への女性の参画状況	ページ
	(5) 第2次鶴岡市男女共同参画計画のKPIの進捗について	ページ
	(6) 男女共同参画に関する意識	ページ
5	計画の内容	ページ
<u>基本方針Ⅰ 男女共同参画意識の更なる理解と実践の促進</u>			
	施策の方向(1) 男女共同参画の理念の促進と アンコンシャス・バイアスの解消	ページ
	施策の方向(2) 自分らしさを生かし互いを認め合う教育・啓発の推進	ページ
<u>基本方針Ⅱ 自分らしく活躍できる地域社会の実現</u>			
	施策の方向(1) 仕事と生活の調和をもたらす柔軟な働き方の推進	ページ
	施策の方向(2) 雇用機会の充実と待遇格差の縮減	ページ
	施策の方向(3) 若者・女性を惹きつける職場づくり	ページ
	施策の方向(4) 女性の参画拡大とリーダーシップの促進	ページ

施策の方向（５）	地域活動への多面的な支援	・・・・・・・・	ページ
----------	--------------	----------	-----

基本方針Ⅲ 性別にかかわらず安心して暮らせる環境づくり

施策の方向（１）	共に支え合う家庭づくりと自分らしい人生設計の推進	・・・・・・・・	ページ
----------	--------------------------	----------	-----

施策の方向（２）	性別に基づく暴力の根絶と困難を抱える女性の包括的支援	・・・・・・・・	ページ
----------	----------------------------	----------	-----

６	計画の推進	・・・・・・・・	ページ
---	-------	----------	-----

付属資料		・・・・・・・・	ページ
------	--	----------	-----

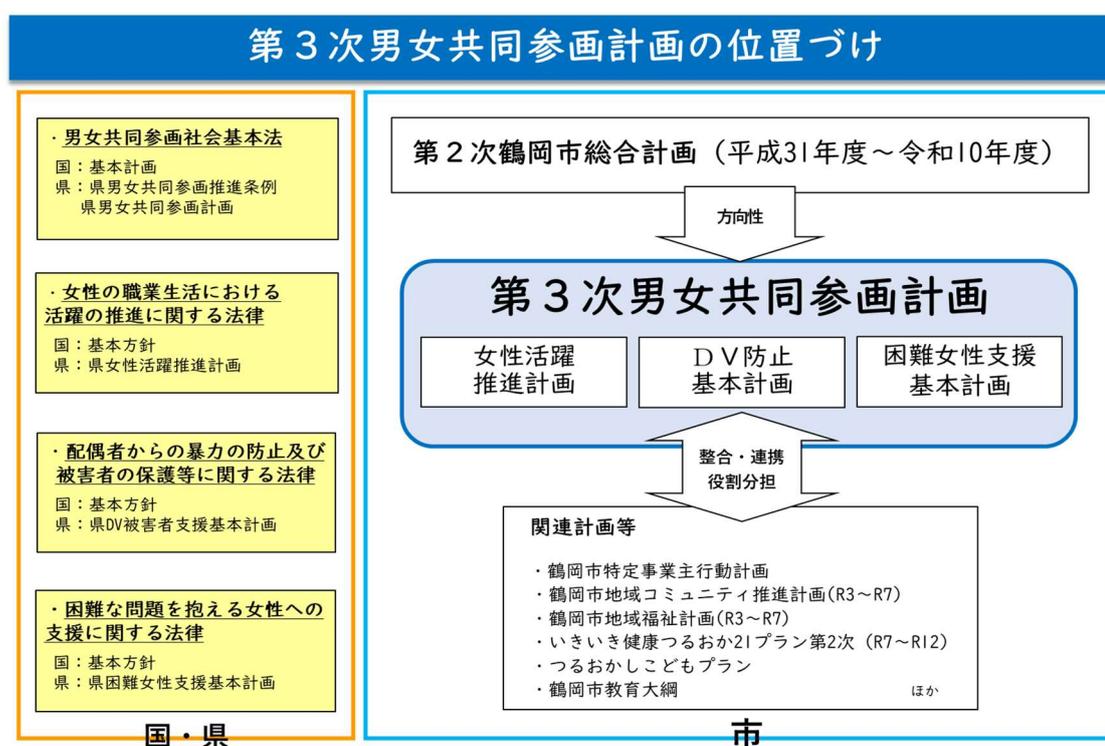
- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 山形県男女共同参画推進条例
- 鶴岡市男女共同参画推進懇談会 委員名簿
- 計画策定の経過

1 計画策定の主旨

本計画は、本市における男女共同参画のさらなる推進を目的に、各政策分野において重点的に取り組むべき施策や事業について、総合的・計画的に進めるため策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画計画基本法」に基づく市町村男女共同参画計画として定めるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める市町村推進計画を包含しています。また、第2次鶴岡市総合計画を上位計画として、市の関連する分野別の諸計画と整合・連携・役割分担しています。



また、SDGs（持続可能な開発目標）※のゴール 5「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」について、計画全体の実行を通して貢献していくべき目標とします。

※SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、社会・環境・経済にかかる様々な課題に総合的に取り組んでいくものです。



3 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度 (5 年間)

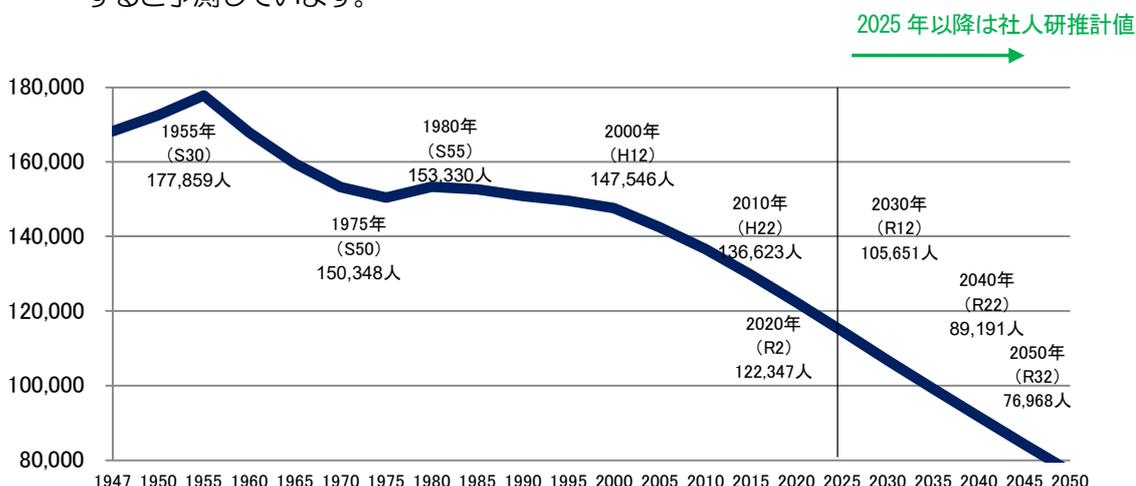
4 本市の男女共同参画の状況

(1) 人口の状況

① 総人口の推移と将来推計

本市の人口は、戦後の復興期から 1955 年（昭和 30 年）をピークとして増加し、その後、2000 年（平成 12 年）まで、緩やかな減少傾向で推移しました。

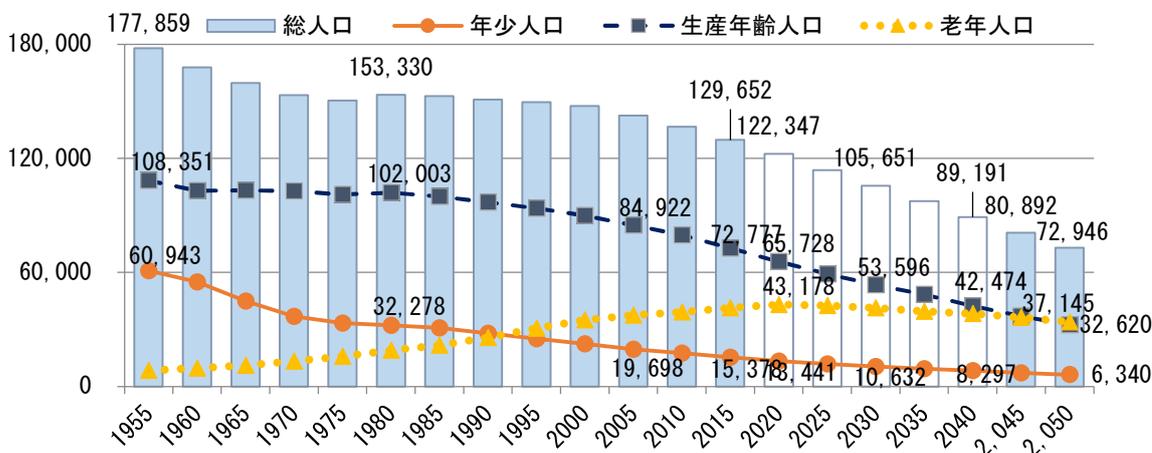
2000 年以降は減少幅が大きくなり、2000 年から 2010 年（平成 22 年）の 10 年間で、約 11,000 人（総人口の約 7%相当）が減少し、依然その傾向が続いています。国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）では、本市の将来人口を推計しており、2030 年（令和 12 年）には 105,000 人、2040 年（令和 22 年）には 89,000 人、2050 年（令和 32 年）には 76,000 人まで減少すると予測しています。



※「国勢調査」及び「社人研推計値」より

② 年齢3区分別人口の推移と将来推計

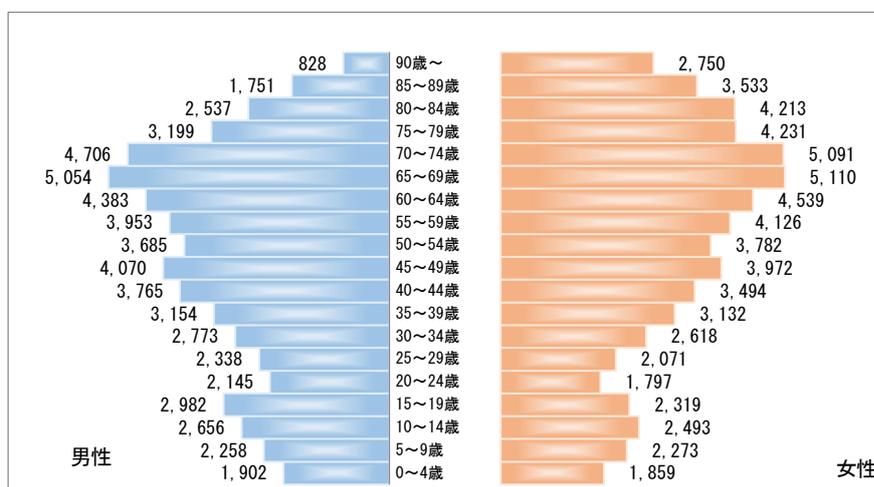
1980 年（昭和 55 年）以降、総人口の減少が続き、それに比例して生産年齢人口（15～64 歳）も減少が続いており、今後も減り続けるものと推計されます。



※「国勢調査」及び「社人研推計値」より

③年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）

2020年（令和2年）の年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）を見ると、男女ともに60代の人口が最も多くなっています。20～24歳の人口が少ないのは、進学や就職による市外への流出が多いことが要因と考えられます。また、15～49歳では、女性が男性より1,824人少なくなっています。

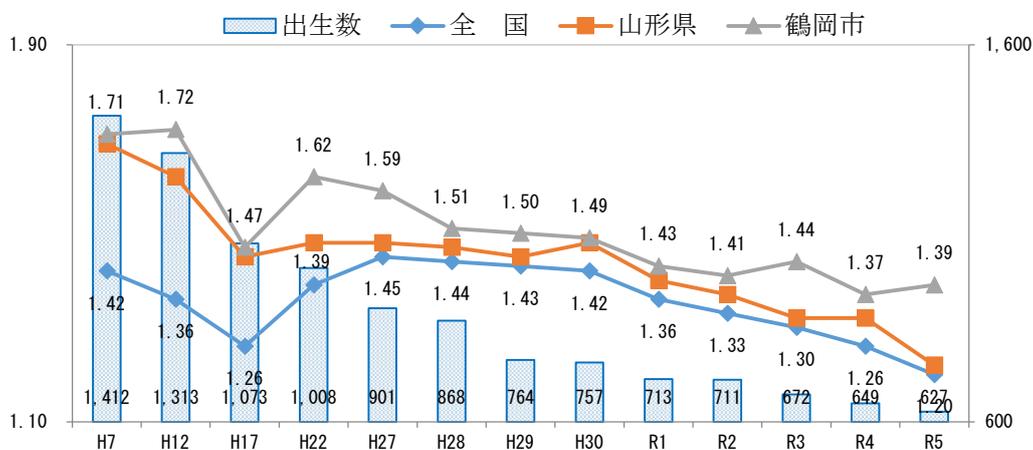


※「2020年（令和2年）国勢調査」より

④合計特殊出生率及び出生数の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合算したもので、ひとりの女性が一生の間に産む平均の子どもの数に相当します。

本市の合計特殊出生率は、2010年（平成22年）以降を境に緩やかに下降し、2023年（令和5年）では1.39となっています。出生数も年々減少しており、2023年は627人で、1995年（平成7年）と比較すると約30年で半数以下まで減っています。



※出生数：「山形県の人口と世帯数」より

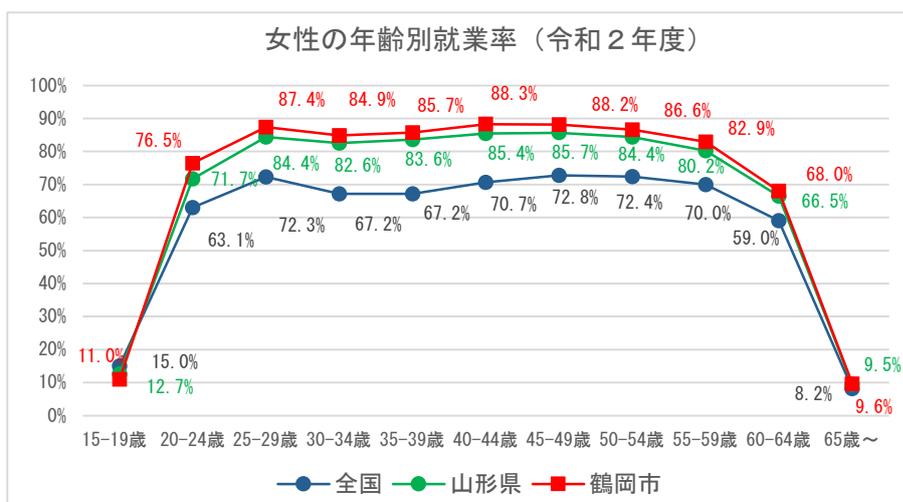
合計特殊出生率：「山形県保健福祉統計年報（人口動態統計編）」より

(2) 就業の状況

①女性の年齢階級別労働力率

本市の女性の労働力率（※）は 69.9%で、全国平均（58.0%）を上回っており、山形県の平均（67.9%）とほぼ同様の水準です。出産・子育て期をみると、30～34歳の労働力率は 84.9%で前後の年代と比較して低くなるものの、1.5%程度の落ち込みであり、出産・子育て期の女性労働力率が低下する現象「M字カーブ」の底は浅くなっています。

※労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者、完全失業者の計）の割合



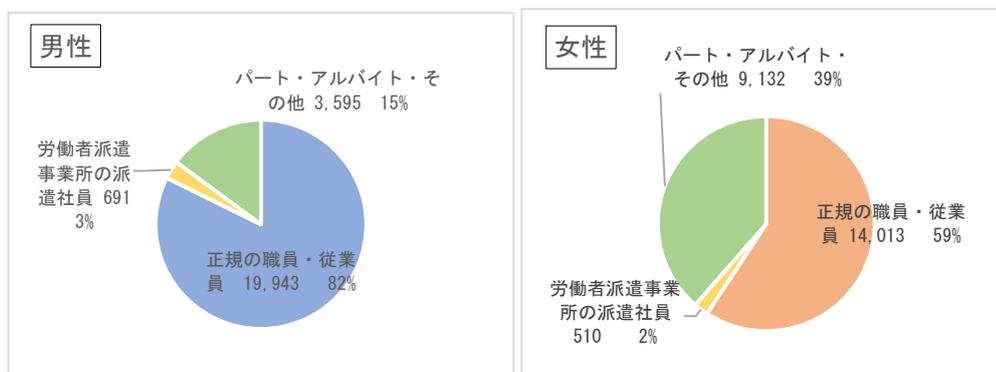
※「2020年（令和2年）国勢調査」より

②労働者の雇用形態

本市における雇用者（※）のうち、正規の職員・従業員は男性が 82%、女性が 59%となっています。一方で、派遣社員等とパート・アルバイト等を合わせた雇用者は、男性が 15%、女性では 39%であり、割合に開きがあります。

※雇用者…会社、団体、個人や官公庁に雇用される者で、役員でない者

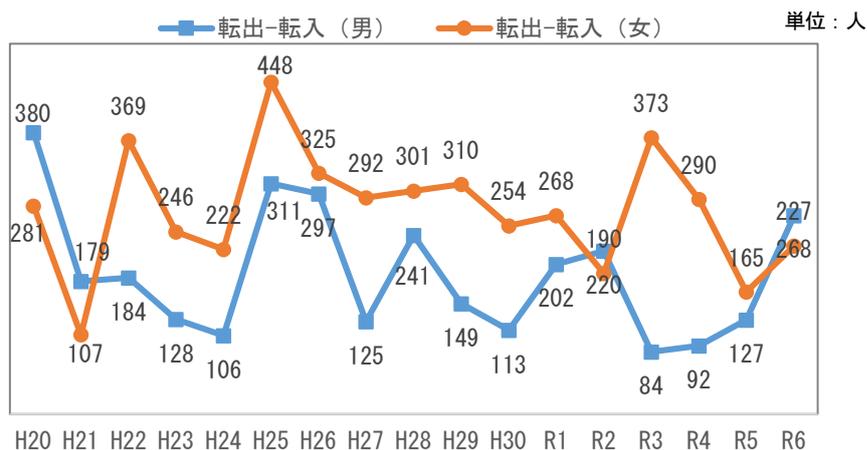
雇用者の職業上の地位（令和2年度）



(3) 社会増減の状況

①男女別転入・転出総数

1980年（昭和55年）以降、一貫して転出者数が転入者数を上回る状態、いわゆる転出超過が続いています。2010年（平成22年）以降、女性の転出超過数が男性を上回る傾向があります。

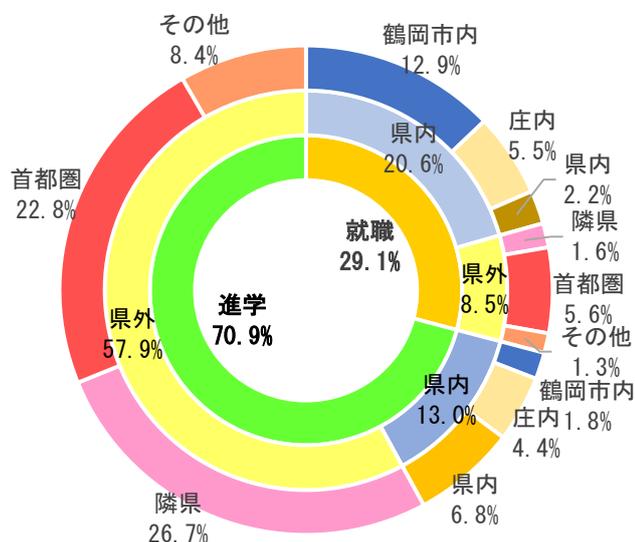


※総務省「住民基本台帳人口移動報告」より

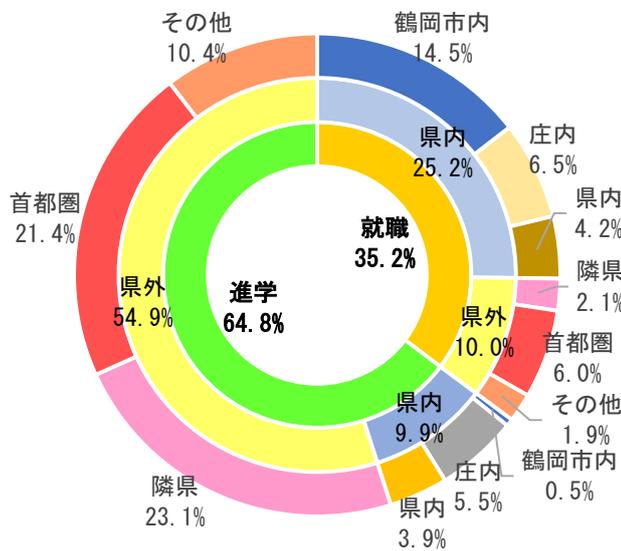
②高等学校卒業者の進路

令和6年度（令和7年3月卒業）の高等学校卒業者の就職割合は29.1%、進学割合は70.9%であり、女子は進学の割合が76.5%と高くなっています。進学の場合に進学先が県外となる傾向が強いことにより、卒業生全体として約6割が県外へ転出しています。

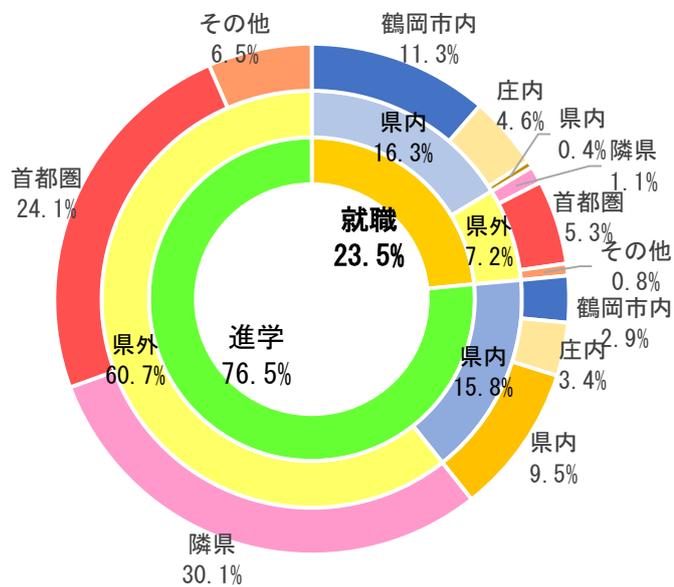
高校生全体の進路状況



男子の進路状況



女子の進路状況



※鶴岡市商工課「令和7年3月高等学校卒業生進路状況調査」より

(4) 政策・方針の決定過程への女性の参画状況

① 審議会等における女性委員登用の状況

本市の審議会等（※）委員の女性割合については3割前後で推移しており、全国市町村平均、山形県内市町村平均と同水準となっています。

※審議会等…地方自治法（第202条の3）に基づく附属機関としての審議会

年度	全国 市町村平均	山形県内 市町村平均	鶴岡市
令和3年度	27.6%	24.2%	23.9%
令和4年度	28.0%	24.6%	25.6%
令和5年度	28.5%	25.3%	27.9%
令和6年度	29.0%	25.6%	30.1%

※全国市町村平均：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より
山形県内市町村平均：山形県「男女共同参画白書 市町村男女共同参画推進状況」より

(5) 第2次鶴岡市男女共同参画計画のKPIの進捗について

【基本方針Ⅰ 男女共同参画意識の定着】

○男女の地位を「平等」と考える人の割合

(基準値：31.3% 目標値：50% 現状値：令和7年度 32.5%)

○家庭教育支援講座を実施した施設の割合

(基準値：46.6% 目標値：63% 現状値：令和6年度末 38.2%)

【基本方針Ⅱ 一人ひとり希望する働き方の実現】

○15～64歳女性の就業率

(基準値：73.1% 目標値：75.5% 現状値：令和2年度末 77.6%)

○市役所男性職員の育児休業取得率

(基準値：0% 目標値：50% 現状値：令和6年度末 38.7%)

【基本方針Ⅲ 誰もが活躍できる地域社会づくり】

○市の審議会等委員の女性比率

(基準値：23.8% 目標値：30% 現状値：令和6年度末 31.0%)

○地域防災アドバイザー女性登録者数

(基準値：6人 目標値：8人 現状値：令和6年度末 12人)

【基本方針Ⅳ 不安なく家庭生活を営むための環境の整備】

○子育ての環境や支援への満足度について、5段階中「4点以上」と評価する保護者の割合

(基準値：27.6% 目標値：42%)

現状値：調査において同様の設問がなかったために検証不可)

○ODVを受けたことを「相談した相手がいる」人の割合

(基準値：61.5% 目標値：80% 現状値：令和7年度 53.7%)

(6) 男女共同参画に関する意識

『令和7年度 鶴岡市男女共同参画に関する市民意識調査』調査結果（抜粋）

- 調査期間 令和7年9月19日～10月10日
- 調査方法 Google フォームによるオンライン調査
- 調査対象 18歳以上の市内在住者
- 回収数 有効402票
- 回答者の属性

性別 年齢（歳）	男性	女性	その他	合計	構成 （%）	市人口 構成※ （%）
18, 19	2	0	0	2	0.50	1.85
20～29	10	30	0	40	10.00	8.21
30～39	18	53	1	72	17.90	10.12
40～49	31	54	2	87	21.60	13.69
50～59	51	82	0	133	33.10	15.54
60～69	23	12	0	35	8.70	16.73
70以上	15	18	0	33	8.20	33.87
合計	150	249	3	402	100.00	100.00

性別 地域	男性	女性	その他	合計	構成 （%）	市人口 構成※ （%）
鶴岡	120	188	2	310	77.11	72.96
藤島	11	16	0	27	6.72	7.65
羽黒	8	10	0	18	4.48	6.16
櫛引	2	17	1	20	4.98	5.43
朝日	2	7	0	9	2.24	2.78
温海	7	11	0	18	4.48	5.02
合計	150	249	3	402	100.00	100.00

※令和7年9月30日現在住民基本台帳より

【グラフの見方について】

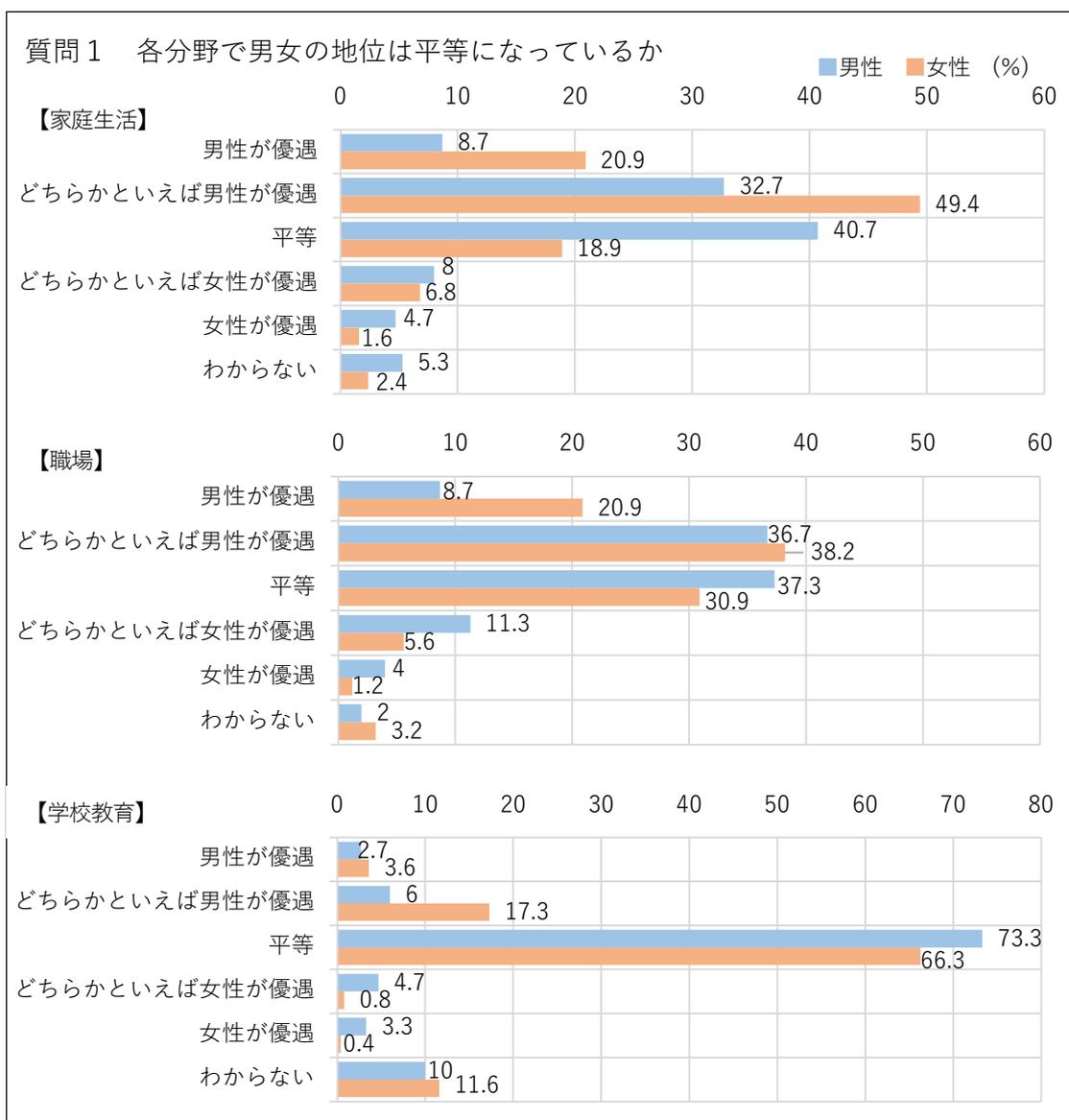
- 調査結果はすべて質問の回答者総数に対する割合（%）で表しており、四捨五入の処理により合計が100%にならない場合がある。また、複数回答の質問では合計が100%を超える。
- 回答者総数について、特に記載がない場合、全体では402、男性150、女性249とし、性別ごとの回答を比較するものについては、性別「その他」の回答の掲載を省略している。

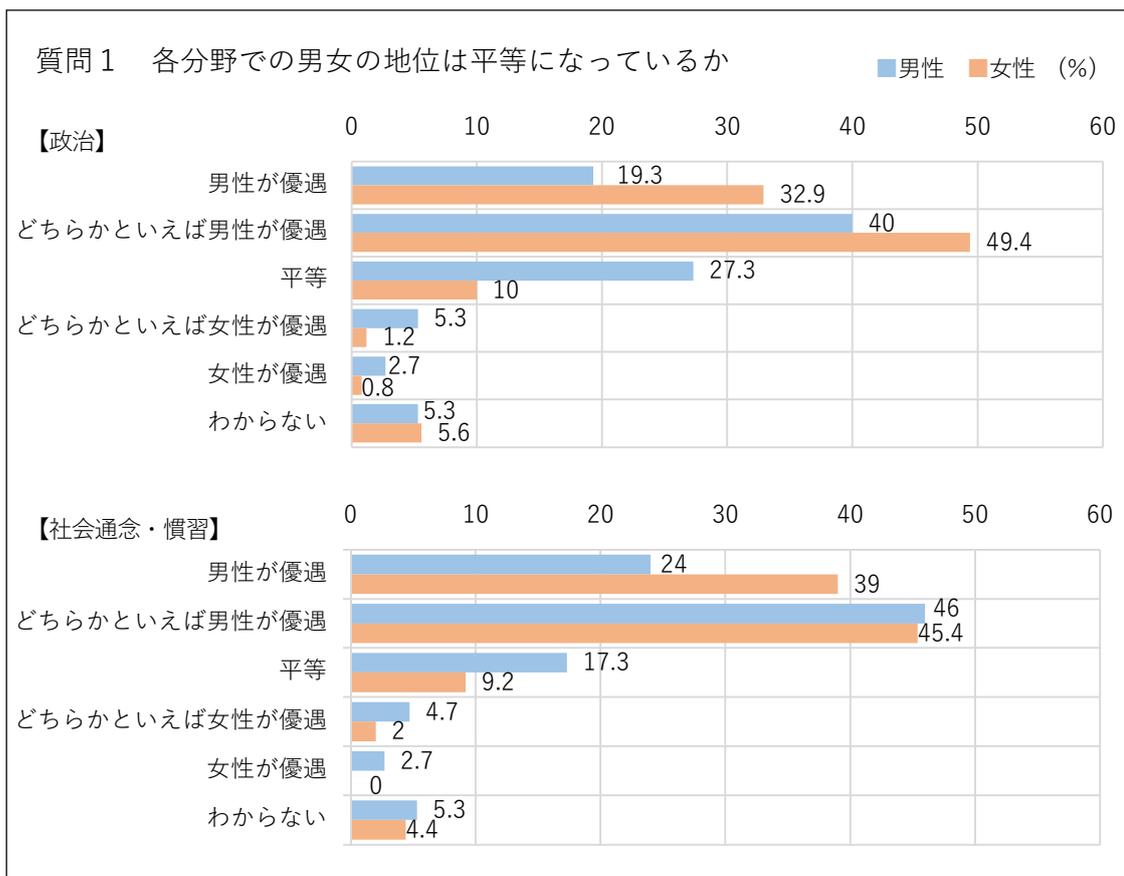
①男女共同参画社会について

【質問 1】 各分野での男女の地位については、学校教育の場（男女ともに 7 割前後が「平等」と回答）を除き、全体的に「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」との回答の割合が高くなっています。また、女性の方がより「男性が優遇されている」と考える傾向が強く、特に政治や社会通念・慣習ではその傾向が顕著になっています。

課題・ニーズ

- 広い範囲で男性の方が優遇されていると考えられていることに加え、分野によっては男女で受け止め方に大きな差が生じています。こうした認識の差について理解を促す効果的な情報発信が必要です。

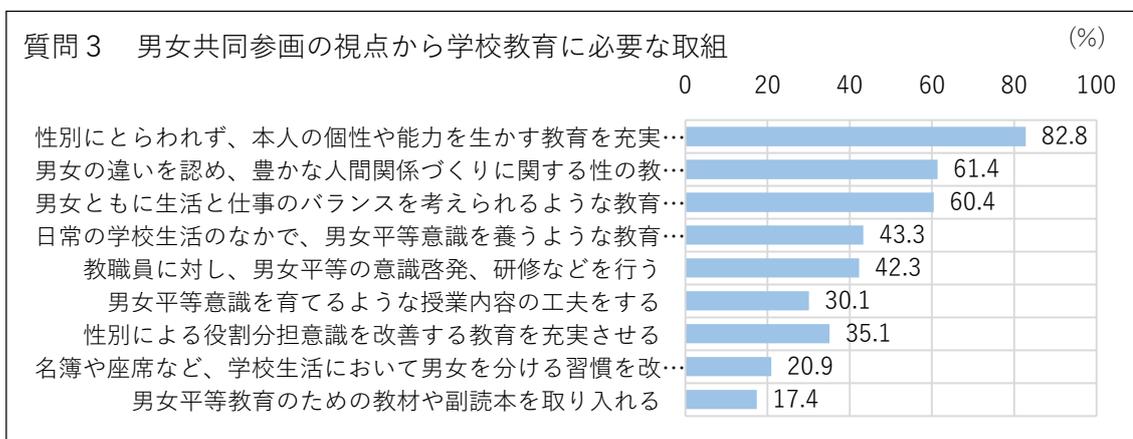




【質問3】 学校教育において必要とされる取組については、男女ともに「性別にとらわれず本人の個性や能力を生かす教育の充実」と回答する人が最も多く、全体の8割超となりました。また、「男女の違いを認め、豊かな人間関係作りに関する性の教育の充実」を求める声も多くなっています。

課題・ニーズ

- 性別にかかわらず個性や能力を伸ばせる教育と共に、性の違いを認め、互いを尊重する教育が期待されています。

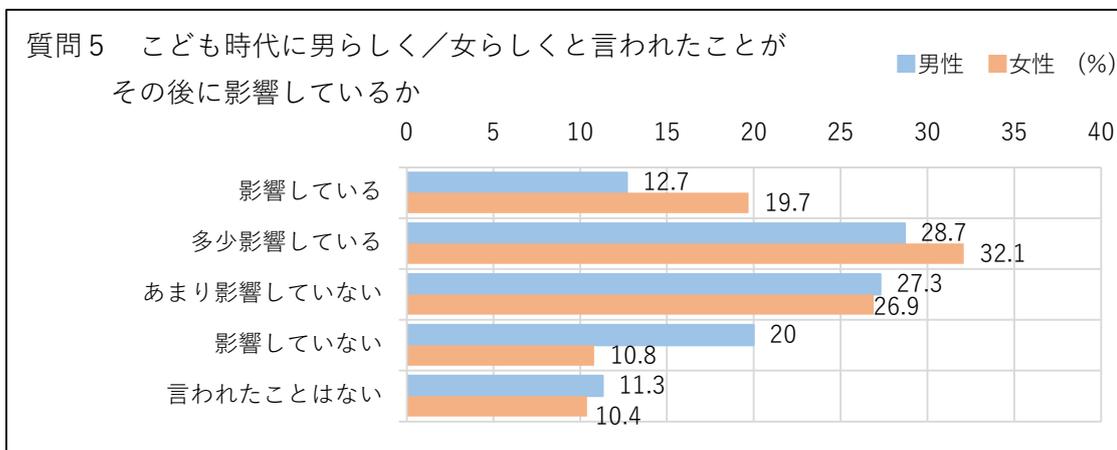
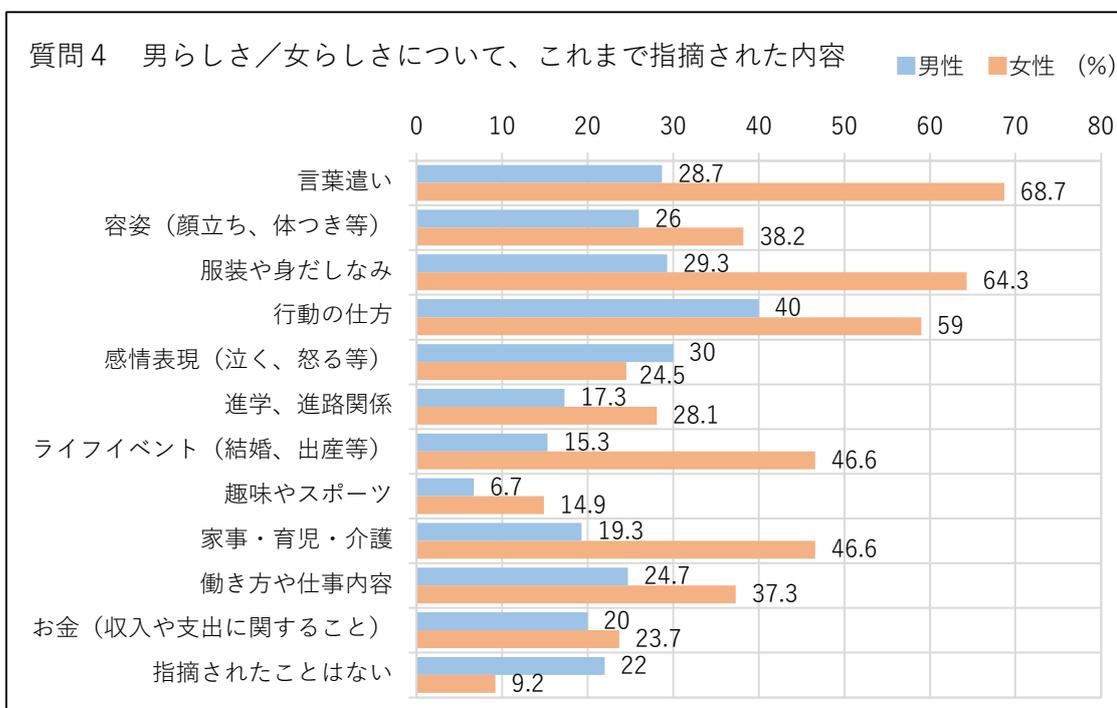


〔質問4、5〕 過去に、「男らしさ」や「女らしさ」に関して受けた指摘の内容について尋ねた質問では、女性の方が多く指摘を受けたと回答しており、内容は外見やふるまいに関する事、結婚・出産や家事・育児に関する事が多くなっています。男性も、行動の仕方やふるまいに関する指摘が多いですが、女性とくらべて感情表現についての指摘を挙げる割合が多いのが特徴的です。

また、過去に「男らしさ」「女らしさ」の指摘を受けたことについて、その後に「影響している」「多少影響している」と回答したのは男性で4割、女性では5割を超えました。

課題・ニーズ

- 日常生活の中に性別による「らしさ」を求める価値観が存在し、約半数の人がその後の行動や自身の価値観に影響を受けている様子がうかがえます。

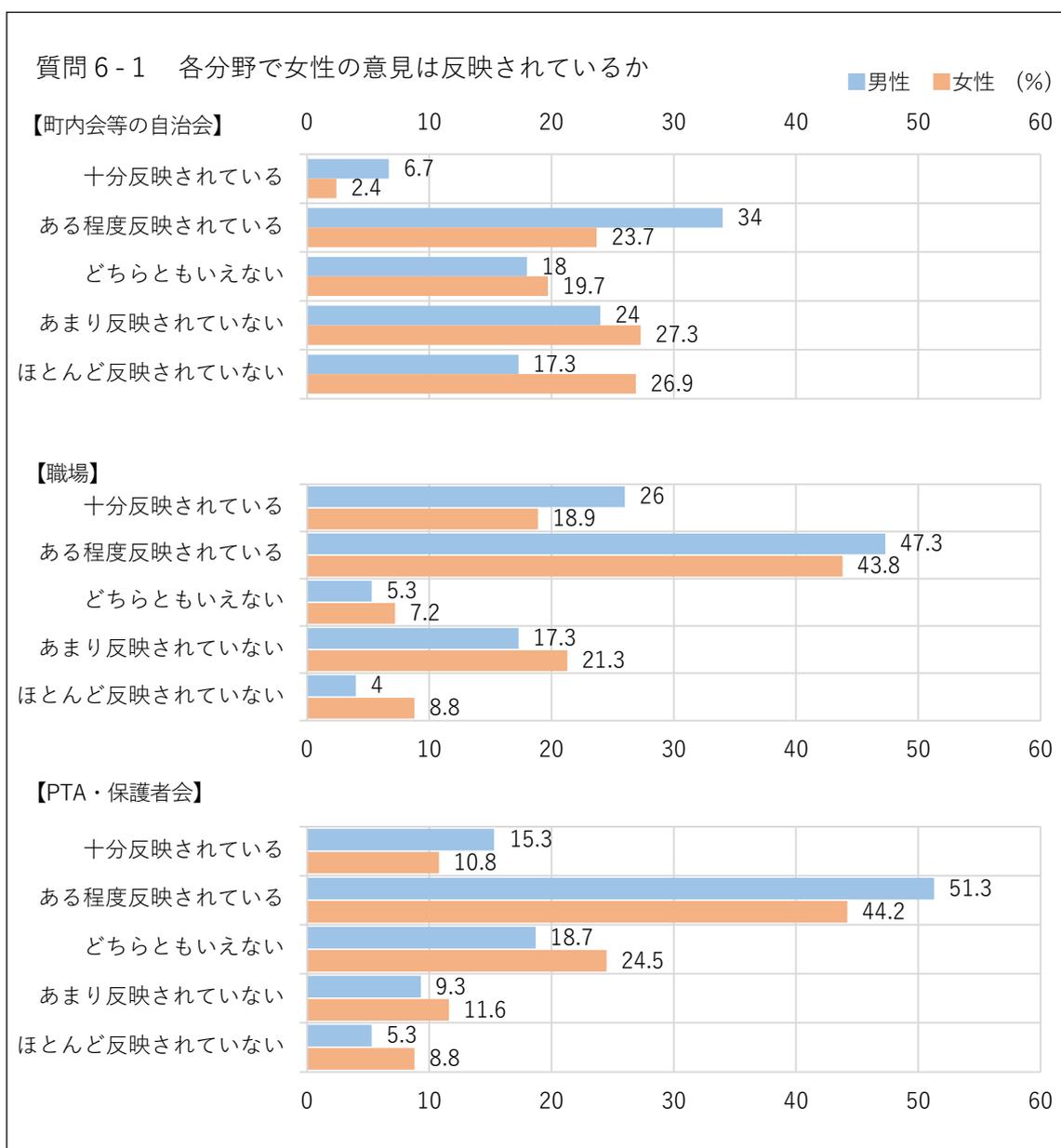


②女性活躍推進について

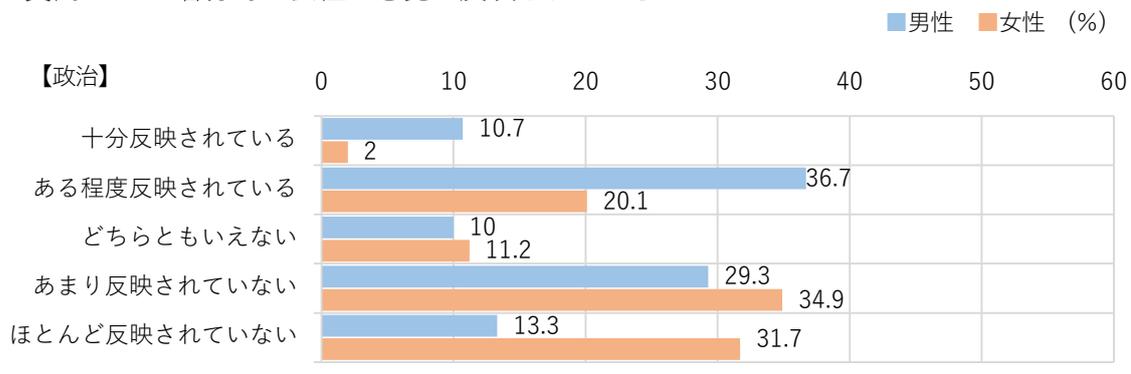
【質問6-1】 職場やPTAなどの場面では「十分反映されている」「ある程度反映されている」との回答が男女とも5割を超えています。一方で、自治会や政治については男女で受け止め方に差が生じており、女性の5割以上が「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」と回答しています。また、理由として地域のリーダーや企業の管理職など、意思決定の場に女性が少ないことが挙げられています（質問6-2）。

課題・ニーズ

- 女性が参加しやすい組織構造や仕組みなどの環境整備と共に、意見を言いやすい雰囲気作りが求められています。



質問6-1 各分野で女性の意見は反映されているか



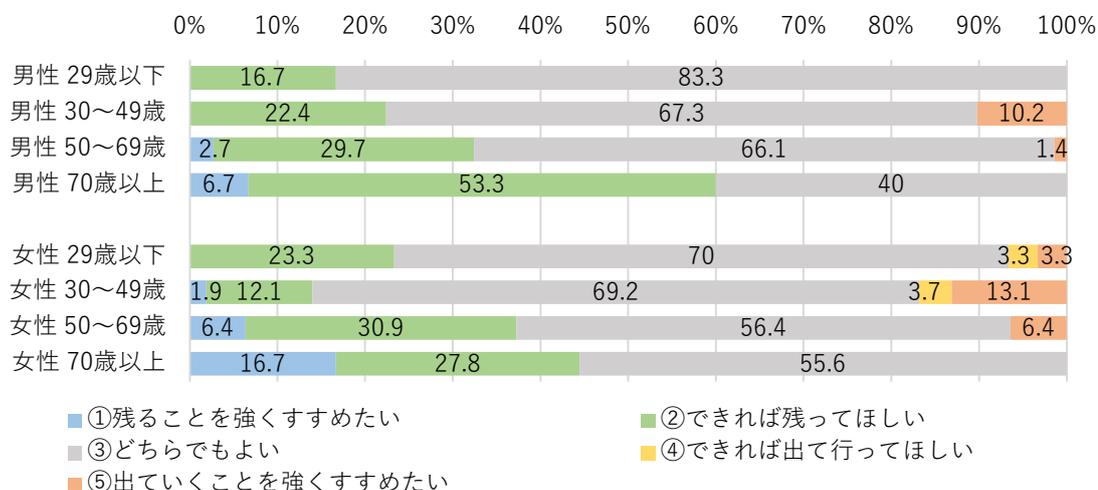
【質問7】 自分に娘がいると仮定した場合、地元に残ってほしいと考えるか尋ねたところ、多くが「どちらでもよい」と答えており、娘本人の意思を尊重しています。また、高齢になるほど「地元に残ることを強くすすめたい」「できれば残ってほしい」との回答が多くなっています。

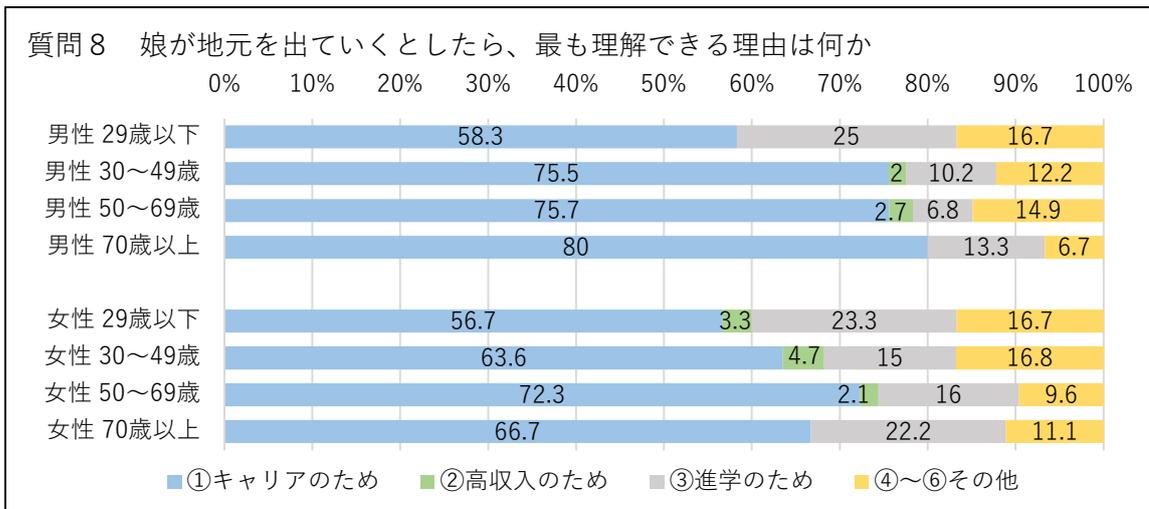
【質問8】 自分の娘が地元を出ていくと仮定した理由として最も理解できるものについては、男性の75%、女性の66%が「自分のやりたい仕事や目指すキャリアのため」と答えています。

課題・ニーズ

- 多くの人が娘の自由意思を尊重したいと考えていると同時に、地域では若年女性が希望するキャリアを実現することが難しいと感じていることがうかがえます。若者にとって働きやすい魅力的な職場環境を整えるとともに、現在地元で働いている親世代にとっても自分らしく働ける職場づくりが求められています。

質問7 自分に娘がいると仮定した場合、娘に地元に残ってほしいか

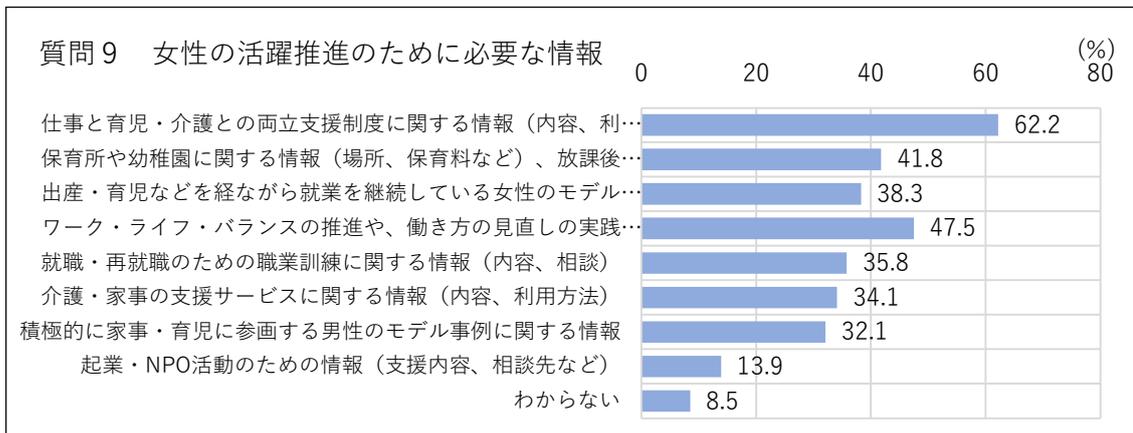




〔質問9〕 女性の活躍を推進するために必要な情報として、制度や支援サービスの具体的な内容や活用のための手続きの方法など、より具体的な内容を選択する傾向が見られます。

課題・ニーズ

- 制度の存在を知らせるだけでなく、内容の詳細や活用方法などをわかりやすく伝える情報提供が求められています。

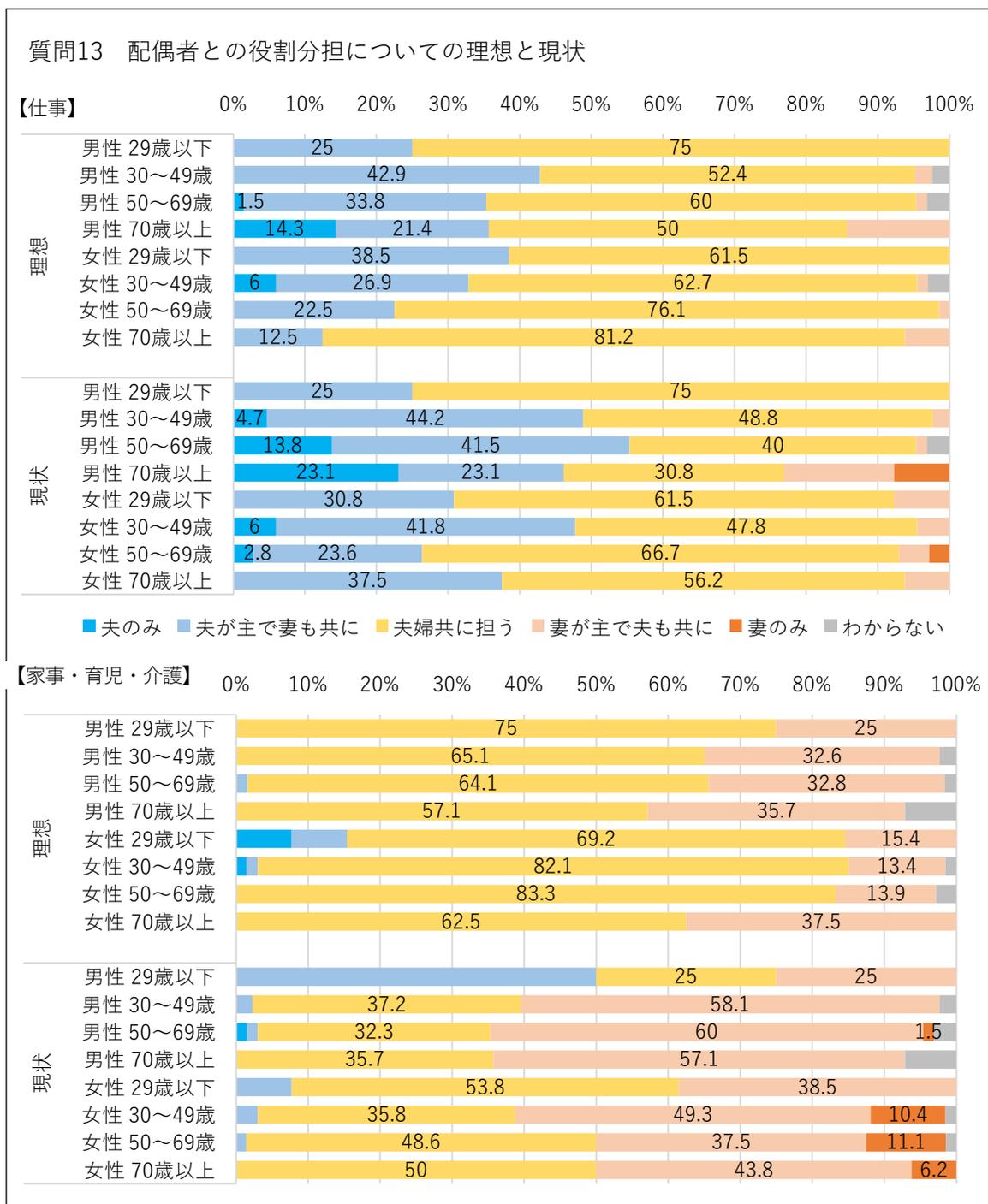


③生活状況について

【質問 13】 配偶者との役割分担について、多くの人が仕事と家事・育児・介護のどちらも「夫婦がともに担う」ことを理想と考えていますが、仕事は夫が、家事・育児・介護は妻が主に担うと考える傾向があり、現状はそれが強くなっています。

課題・ニーズ

- 現状と理想の差が大きいほど、多くの人が不本意に役割を担っていることを表しています。特に家事・育児・介護について、役割分担の見直しが求められます。

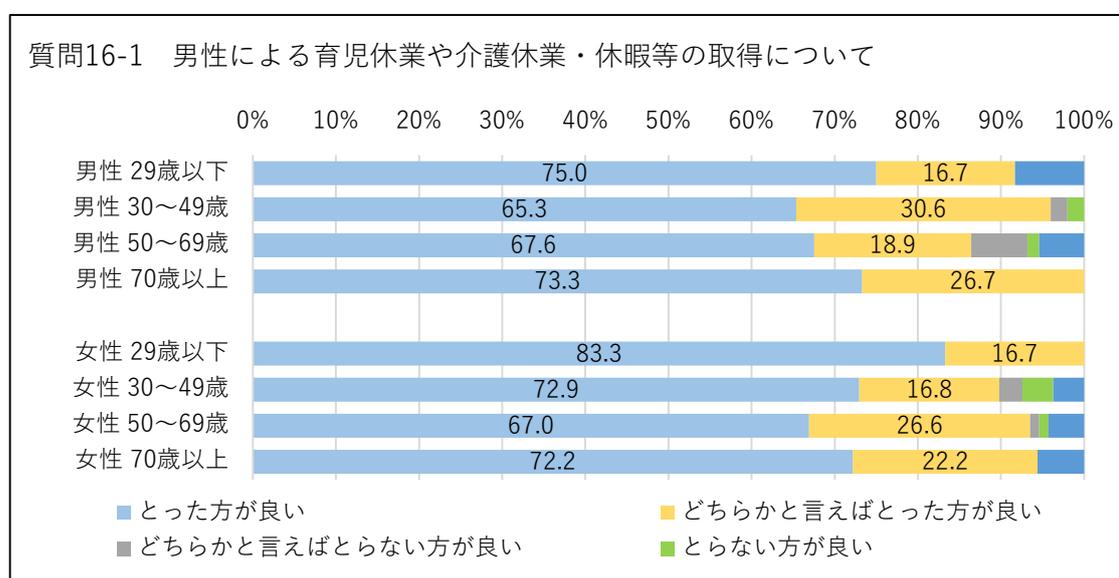


④職場環境について

【質問 16-1】 男性が育児休業や介護休業・休暇等を取得することについては概ね肯定的であり、年齢層での大きな差はみられません。一方で、働き盛りの男性が「制度をできない（できなかった）」と答える割合が高く、その理由としては制度の不備に加え、職場の雰囲気や人を多く見られました（質問 15-1）。

課題・ニーズ

- 男性による育児休業等の制度利用が肯定的に受け止められるようになっているものの、現実の職場環境では実現が難しい状況もあるようです。特に若者にとっては今後ますますこうした制度が当たり前となっていく中、職場の制度理解と環境整備を促進する取組が必要となっています。

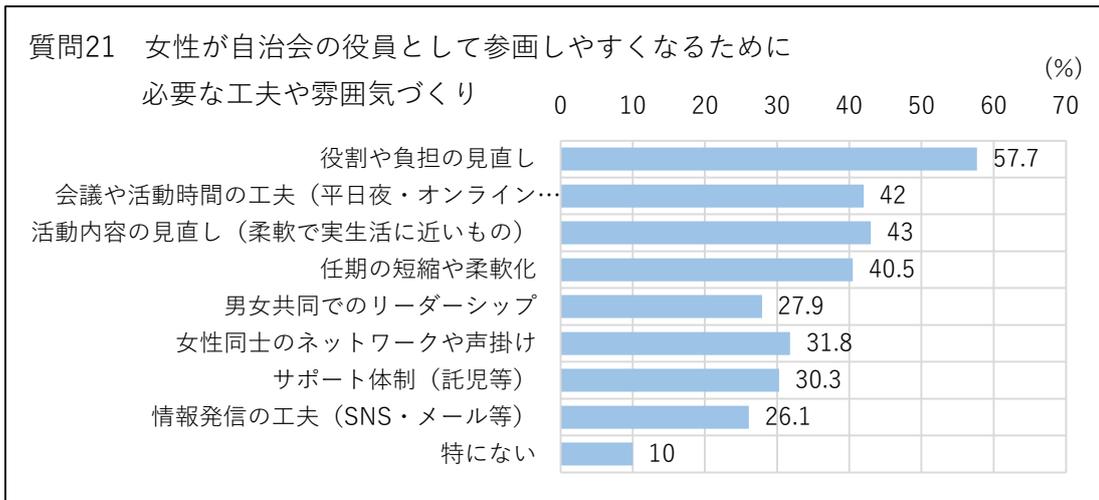


⑤地域活動について

【質問 21】 地域の自治会等において女性が参画しやすくなるために必要なこととして、5割を超える人が「役割や負担の見直し」をあげたほか、会議の開催方法や活動内容の見直し等が上位となっています。

課題・ニーズ

- 女性の地域活動への参画については多様な意見の反映や組織運営の活性化などが期待されています（質問 20）。その一方で、自治会活動には女性の意見があまり反映されていない（質問 6-1）と感じる女性も多く、地域の担い手確保の意味でも、多様な人材が地域で活躍しやすくなるよう制度や仕組みの見直しを促していく必要があります。



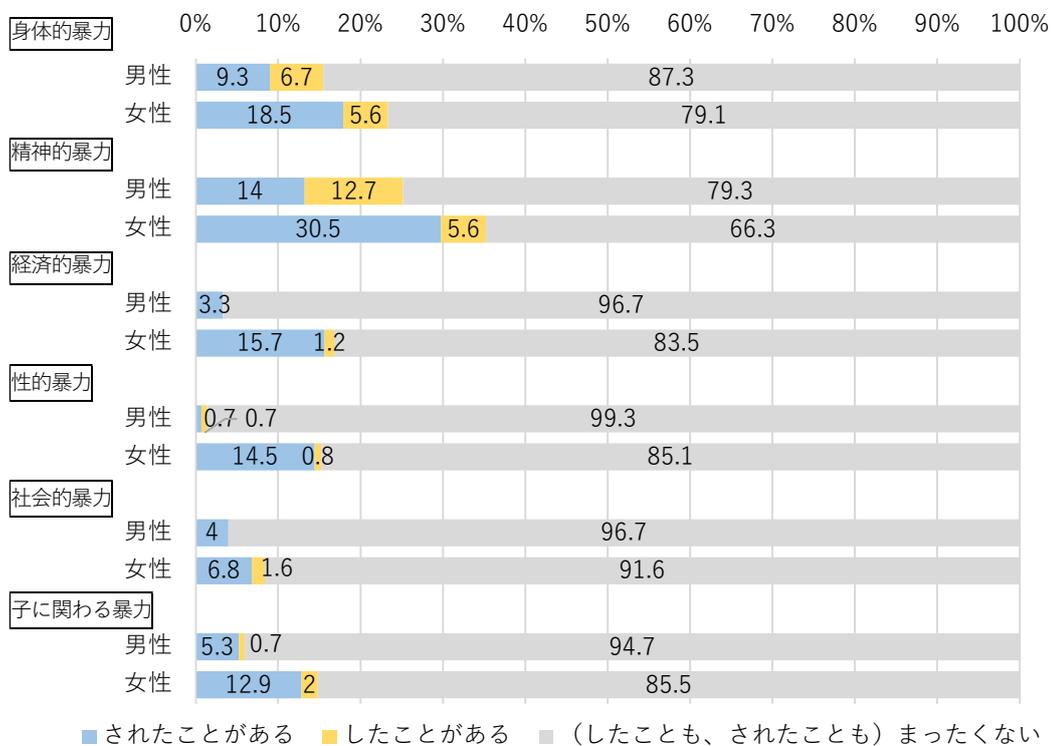
⑥DV（ドメスティック・バイオレンス）について

〔質問 22-1、22-2〕 DV（ドメスティック・バイオレンス）について、「された」「した」経験は、「人格を否定するような暴言、脅迫、無視などの精神的暴力」が男女ともに一番多く、次いで身体的暴力となっています。また、相談相手は「家族・親戚」が3割でしたが、「だれ（どこ）にも相談しなかった」人が4割以上となっており、相談しない理由としては「相談しても無駄だと思った」が最多でした（質問 22-3）。

課題・ニーズ

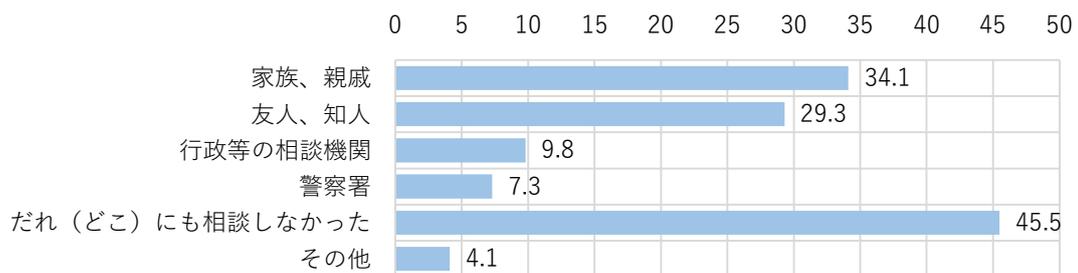
- 精神的暴力の経験が3割になるなど、DVは誰にとっても当事者となり得るものであることから、発生防止と被害への対応の両面の取組が必要です。
- DVについて相談しなかった人の割合が、45.5%と前回調査の34.6%より悪化しています。また、「相談しても解決しない」という認識や心理的ハードルに加え、「どこに相談していいかわからない」との回答もあり、情報が行き届いていないことによって支援や解決につながりにくくなっていると考えられることから、相談の重要性について理解を促すための情報発信が求められます。

質問22-1 パートナーから／パートナーへの暴力等の経験について



質問22-2 パートナーからの暴力について相談した相手はいるか

N=123 (%)

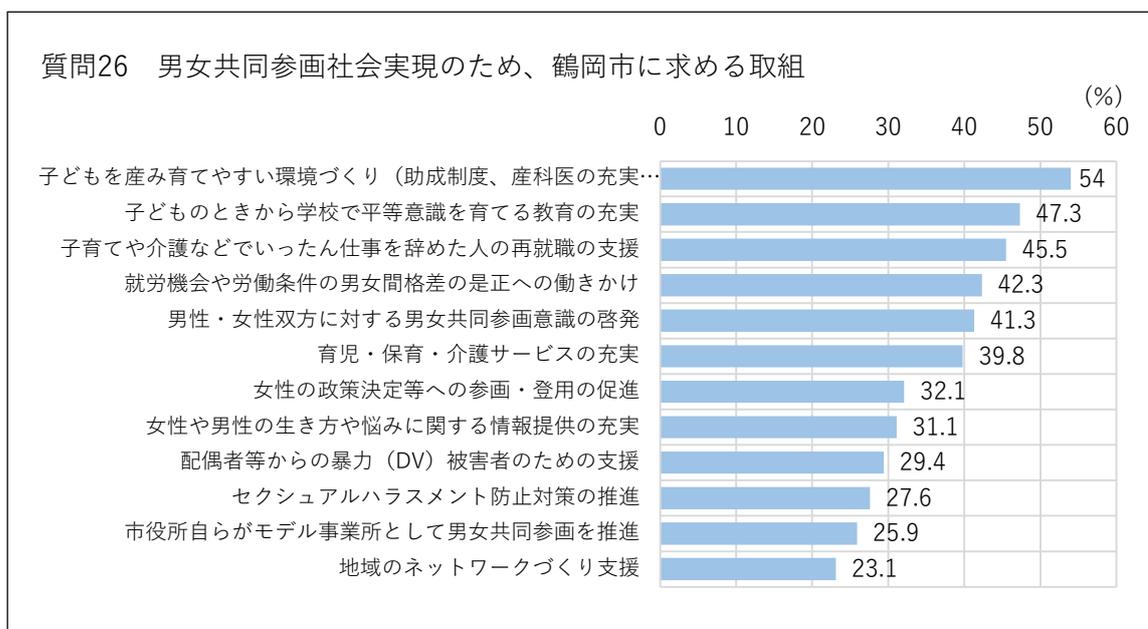


⑧行政による取組について

〔質問 26〕 男女共同参画社会実現のために市が進めるべき取組は、「子どもを産み育てやすい環境づくり」が 54%と最多でした。次いで平等意識を育てる教育の充実や、子育て・介護により仕事を辞めた人の再就職の支援が続いています。

課題・ニーズ

- 女性活躍の推進に関する質問（質問9）と同様に具体的な制度や支援サービスの充実が求められています。また、前回調査の結果と比較しても大きな変化が見られないことから、取組の継続と強化が必要です。
- 依然として、就労機会や労働条件における男女格差や、子育てや介護により仕事をやめなければならない状況があることが示されており、多様な働き方や職場環境の改善を促進する取組が求められています。



5 計画の内容

本計画においては、本市で男女共同参画が実現した状態のイメージを目標として掲げ、今後の5年間で推進する施策を取りまとめ、策定します。

親が子に「鶴岡でなら自分らしく暮らせるよ」と
自信を持って言えるまち

基本方針	施策の方向	主な施策
I 男女共同参画 意識の更なる 理解と実践の 促進	男女共同参画の理念の理 1 解促進とアンコンシャ ス・バイアスの解消	① 計画の着実な進行管理 ② 全世代に向けた情報発信と学習機会の提供
	自分らしさを生かし互い 2 を認め合う教育・啓発の 推進	① 思いやりと主体性を育む教育の推進 ② 多様な生き方や価値観を尊重する意識の醸成
II 自分らしく活 躍できる地域 社会の実現	仕事と生活の調和をもた 1 らず柔軟な働き方の推進 【女性活躍推進法計画】	① 働きやすい職場を支える制度の理解と活用の 促進 ② ワーク・ライフ・バランスの実現
	雇用機会の充実と待遇格 2 差の縮減 【女性活躍推進法計画】	① 男女がともに活躍できる職場環境の整備 ② 就労機会の充実と多様な働き方の推進
	若者・女性を惹きつける 3 職場づくり	① 鶴岡市ならではの魅力あるしごとづくり ② 若者の地元定着・地元回帰促進
	女性の参画拡大とリーダ 4 ーシップの促進	① 女性の政策・方針の決定過程への参画の促進
	地域活動への多面的な 5 支援	① 女性が参画しやすい地域づくり
III 性別にかかわ らず安心して 暮らせる環境 づくり	共に支え合う家庭づくり 1 と自分らしい人生設計の 推進	① 家庭における協働の推進 ② 若者・女性のライフプランを実現するための 支援
	性差に基づく暴力の根絶 2 と困難を抱える女性の包 括的支援 【DV防止法計画】 【困難女性支援法】	① 暴力の予防や適切な行動を促す教育・啓発活 動の取組とDV被害者への支援 ② 困難な問題を抱える女性等への支援

※数値目標の設定

3つの基本方針ごとに数値目標を設定し、主な施策・具体的取組として掲げた各事業等について着実に実施していきます。なお、各施策や数値目標については、社会情勢の変化や関係法令・方針に変更が生じた場合等、必要に応じて見直しを図るものとします。

評価指標	現状値	目標値
1. 男女の地位を「平等」と考える人の割合	32.5% (令和7年度)	50% (令和12年度)

- ・ 評価指標 基本方針毎に、計画の推進において特に重視する指標を設定
- ・ 現状値 計画策定時の基準とする、現状で把握している数値
- ・ 目標値 本計画の計画期間（令和8～12年度）において達成を目指す数値

※【新規】【重点】について

これまでに実施していた事業ではあるものの第2次男女共同参画計画には記載していなかった内容について【新規】、特筆して力を入れていく項目について【重点】と表記しています。

基本方針 I

男女共同参画意識の更なる理解と実践の促進

数値目標

評価指標	基準値	目標値
1. 男女の地位を「平等」と考える人の割合 ※1	32.5% (令和7年度)	50% (令和12年度)
2. つるおか SDGs 推進パートナー登録企業の中で、「ジェンダー平等」に取り組む企業の割合	36.7% (令和6年度末)	80% (令和12年度)

※1 「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和7年度)より。家庭生活、職場、学校教育、社会活動等8つの場面について、平等/女性優遇/男性優遇の意識を5段階で質問。8つの各場面における「平等」の回答割合の平均値を評価指標として設定。

施策の方向

I-1 男女共同参画の理念の理解促進とアンコンシャス・バイアスの解消

鶴岡市における男女共同参画を一層推進するためには、地域全体への意識の浸透が不可欠です。性差に関する偏見・固定観念・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、家庭・職場・学校・地域活動等あらゆる場面で形成されるため、一人ひとりが自分の中にあるアンコンシャス・バイアスに気づき、その影響を低減していくことが必要です。

市が令和7年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査(以下、「市民意識調査」という)では、女性は男性よりも「男性が優遇されている」と感じており、特に家庭生活においては約7割の女性が「男性優遇」と感じているという結果になりました。統計等：00ページ男女共同参画の考え方について一定の理解が進んでいる一方で、実生活には浸透しておらず、家庭や地域においては固定的な性別役割意識が依然として残っている様子が見えます。

男女共同参画の理念を市民に浸透させ、日常生活における実践につなげていくため、男女共同参画に関する情報をより分かりやすく、身近なものとして伝えるとともに、学ぶ機会を全世代にわたって継続的に提供し、男女共同参画を「特別な取組」ではなく、市民一人ひとりの暮らしに根付いた身近なものとして定着させていきます。

主な施策①

計画の着実な進行管理

具体的取組	
施策の推進体制の構築と推進懇談会等の運営	政策企画課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者等による懇談会（男女共同参画推進懇談会）からの意見聴取 ・ 計画の着実な進行管理 ・ 市役所各課にまたがる横断的な取組の整理・調整 	

主な施策②

全世代に向けた情報発信と学習機会の提供

具体的取組	
関係機関との連携による広報・啓発活動 【重点】	政策企画課
<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや市広報を活用した情報発信・周知啓発の実施 ・ 利用者にとって見やすくアクセスしやすい構成とするホームページの再編 ・ 「男女共同参画週間」に関するパネルや図書コーナーの設置による周知活動の実施 ・ 山形県男女共同参画センター「チェリア」の活動や県の取組と連携した広報活動 ・ 対象や世代ごとに効果的な周知啓発方法の検討 ・ 男女共同参画意識に関する調査の実施 	
男女共同参画に関する教育の充実や環境づくり	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的人権に基づいた男女平等の考え方を深める学習の実施 ・ 関係機関との連携による人権学習の充実 ・ 小中学校での男女混合名簿の使用 ・ 中学校での制服選択の機会提供 	
学校教育における性に関する適切な指導の実施	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達段階に応じた指導の実施 ・ 「いのちの教育」、「LGBTQ教育」についての指導の充実 ・ 教員の理解を深めるための研修の実施 	

施策の方向

I-2 自分らしさを生かし互いを認め合う教育・啓発の推進

自分らしさを生かし、互いを認め合う社会の実現には、幼少期から生涯にわたる教育や学習の場において、多様な生き方や価値観を尊重する意識を育むことが重要です。

市民意識調査では、男女ともに約 7 割が「学校教育の場面では男女の地位が平等である」と考えている一方で、約 4 割を超える人が「子ども時代に“男らしく”“女らしく”と言われたこと」がその後に影響していると答えており、家庭や地域の中では、依然として性別による「らしさ」を意識した見方や期待が残っていることがうかがえます。[統計等：〇〇ページ](#)

子どもも大人も自分自身の個性や価値観を肯定するとともに、他者の多様な考え方や生き方を尊重し、互いに認め合う意識を育める教育・啓発活動に取り組みます。

主な施策①

思いやりと主体性を育む教育の推進

具体的取組	
社会力と思いやりの心を育てる教育の推進	学校教育課
・ 道徳教育の充実・藩校「致道館」の教育（※1）の理念や鶴岡市子ども像（※2）の指導・啓発	
※1 天性重視・個性伸長、自学自習、会業の重視	
※2 私たちはいのち育むまち鶴岡を愛し真心をつくし夢に向かって学びます	
児童・生徒が将来の生き方を考える教育の推進	学校教育課
・ 地元愛着と多様な職業観を醸成するためのキャリア教育の推進	
・ 自己理解を促し、自己肯定感を高めるキャリア教育の推進	

主な施策②

多様な生き方や価値観を尊重する意識の醸成

具体的取組	
自分らしい豊かな生き方を学ぶ講座の開催	中央公民館 (女性センター)
・ 心豊かに生きるための気づきを得る講座の開催	
・ 各講座での託児への対応や開催時間帯の配慮など受講環境の整備	
性的少数者への理解促進のための啓発や研修の実施	政策企画課
・ 性的少数者等への理解を深め適切な対応を促進するための研修の実施	

基本方針Ⅱ

自分らしく活躍できる地域社会の実現

数値目標

評価指標	基準値	目標値
1. 市の審議会等委員の女性比率 ※1	31.0% (令和6年度末)	40% (令和12年度)
2. やまがたスマイル企業に認定された企業数	74社 (令和8年1月)	228社 (令和12年度)
3. 町内会等役員の女性比率 ※2	17% (令和6年度末)	30% (令和12年度)

※1 「審議会等」は、地方自治法（第202条の3）に基づく附属機関としての審議会の他、市要綱により設置・運営される各種の審議会、委員会、懇談会等を含む。

※2 「町内会等」は、旧市内・藤島・羽黒・朝日地域の町内会と定義。

施策の方向

Ⅱ-1 仕事と生活の調和をもたらす柔軟な働き方の推進

女性も男性も、働きたいと考えるすべての人がいきいきと働けるようになるためには、それぞれのライフステージや生活状況に応じて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することが必要です。

市民意識調査では、年次有給休暇の取得や柔軟な働き方の導入について、制度はあっても十分に活用されていないことや、職場の雰囲気や理解不足が利用の妨げとなっていることがうかがえます。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女ともに「長時間労働の是正」や「働き方の柔軟性」といった、働く環境そのものの改善を求める声が多く挙げられました。[統計等：〇〇ページ](#)

こうした声を踏まえ、市役所が率先して業務効率化と働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、事業所への働きかけや意識啓発を行い、男女がともに働きやすい職場づくりを後押しします。あわせて、男女間における固定的な役割分担の見直しや意識改革を促し、誰もが働く意欲や能力を発揮でき、地域全体の活力の向上につながるような取組を広げていきます。

主な施策①

働きやすい職場を支える制度の理解と活用の促進

具体的取組	
一般事業主行動計画（※）の策定の促進	商工課
<ul style="list-style-type: none"> 策定が努力義務となっている事業所に対し、山形労働局と協力した制度周知 	
労働者向けの各種支援制度の理解促進・実践事例の周知	職員課、商工課
<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中の女性労働者の保護や産前・産後休暇、育児休業制度等の理解促進 要介護者の介護を行う労働者への介護休暇・休業制度等の情報提供と利用促進 	
国・県制度による認定の取得促進	商工課
<ul style="list-style-type: none"> 「えるほし」・「くるみん」・「やまがたスマイル企業」等の認定・取得を促進するためのセミナー等の開催 	

※ 一般事業主行動計画…次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境整備や子育てをしていない従業員を含めた多様な労働条件整備などの取組について、従業員 101 名以上の事業所に対して策定・届出等が義務付けられている。

主な施策②

ワーク・ライフ・バランスの実現

具体的取組	
働き方改革と男女の固定的な役割分担の見直しの促進 【重点】 【新規】	職員課、商工課
<p>（市役所向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇や夏季特別休暇等の取得促進 定時退庁日の設定等による超過勤務縮減の推進 テレワーク、フレックスタイム制などの多様な働き方の促進 性別による役割分担業務の見直し及び改善 男性職員の子どもの出生時等の休暇や育児休業、介護休業取得等の促進 ハラスメント防止のための研修や啓発活動の実施 	
<p>（事業所向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革関連施策の情報周知による有給休暇や男性の育児休業等取得、テレワーク・両立支援制度活用（介護や子の看護等休暇）の促進 	

施策の方向

Ⅱ-2 雇用機会の充実と待遇格差の縮減

社会情勢や雇用環境の変化を背景に、雇用の場における平等な待遇確保や多様な働き方の推進が求められており、制度整備に加えて職場における実効性のある取組が重要となっています。また、働く場での男女共同参画の実現は、多様な視点による価値の創出や労働環境の改善にもつながります。

市民意識調査では、職場における男女の地位について「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が約 5 割を占めており、女性が不利な立場に置かれやすい現状がうかがえます。

女性が活躍できる就労環境の整備は、女性一人ひとりの経済的自立や自己実現につながるだけでなく、地域への定着にも直結する重要な課題でもあります。

そのためには、性別による雇用機会や待遇の格差を解消し、誰もが安心して働き続けられる環境づくりに向け、事業主の理解促進や女性のキャリア形成支援に取り組みます。

主な施策①

男女がともに活躍できる職場環境の整備

具体的取組	
男女間の賃金格差の解消と平等な待遇確保	商工課
・ 平等な待遇確保に係る法令（労働基準法、男女雇用機会均等法）の改正等に対応し、事業主への周知・理解促進と職場における具体的実践への支援の実施	
職場における女性活躍の推進 【重点】 【新規】	職員課、商工課
(市役所向け)	
・ 職員を対象としたセミナーや講演会の開催	
・ 管理職職員等向けの研修・メンター制度の導入検討	
(事業所向け)	
・ 経営者及び女性社員を対象としたセミナーや講演会の開催・周知啓発	

主な施策②

就労機会の充実と多様な働き方の推進

具体的取組	
就業支援制度の周知	子育て推進課、商工課

- ・ 保育所等に就職を希望する方のための人材バンクの周知と登録推進
- ・ 子育てしながら就職を希望する求職者を対象に、マザーズハローワーク事業の周知
- ・ 高齢者や障害者等の就業機会確保に関する制度周知

家庭内のしごとを希望する人への内職相談・あっせんの実施

商工課

- ・ 鶴岡ワークサポートルームによる求人情報の収集や情報発信の実施
- ・ 内職に関する各種相談の受付及びあっせん斡旋

施策の方向

Ⅱ-3 若者・女性を惹きつける職場づくり

本市では、多くの若者が進学や就職のため地元を離れます。特に女性の市外流出が顕著であり、令和7年9月末現在、本市の10歳未満のこどもは男女ほぼ同数であるのに対し、20代では男性が女性よりも600人以上多く、約1.2倍となっています。さらに30代、40代でも男女で400人以上の差があります。

市民意識調査では、自分の娘が地元を離れると仮定した場合、その理由として、最も多く挙げられているのが「自分のやりたい仕事や目指すキャリアのため」であり、約7割を占めています。このことから、地域では若年女性が希望するキャリアを実現することが難しいと感じていることがうかがえます。統計等：〇〇ページ

若年層の地元回帰や定着を重点的に進めるため、魅力ある仕事づくりと共に、奨学金返済支援制度の実施や地元企業の魅力を伝える情報発信に取り組み、地域に人が集い、定着する好循環を生み出していきます。

主な施策①

鶴岡市ならではの魅力あるしごとづくり

具体的取組	
生命科学を中核とした高度な産業集積の促進	政策企画課、商工課
・先端研究産業支援センターの拡張、新しい管理運営手法の導入、イノベーションを生み出す人材交流活動の展開による研究開発拠点の基盤形成を推進	
創業支援のためのセミナーや気運醸成イベントの実施	商工課
・創業に必要な知識習得のためのセミナーやイベントの開催 ・新規創業者へのオフィス提供、コーディネーターによる相談指導等の実施	
農林水産事業等における女性の参画拡大	農政課、農山漁村振興課
・農産加工など6次産業化等の初期段階の取組に対する市独自の補助制度による支援	

主な施策②

若者の地元定着・地元回帰促進

具体的取組	
キャリア教育の推進	学校教育課
・地元愛着と多様な職業観を醸成するためのキャリア教育の推進（再掲）	

- ・自己理解を促し、自己肯定感を高めるキャリア教育の推進（再掲）

若者の地元就職支援の強化 **【重点】** 政策企画課、商工課、管理課

- ・将来の担い手となる若者の地元回帰・定着を促進する奨学金返済支援の実施
- ・就職活動を迎える大学生や地元就職を希望する求職者を対象とした地元企業の情報発信
- ・職業体験や職場見学、企業との交流会等の各種事業を関係機関と連携して実施
- ・新社会人や就職を控えた高校生を対象とした社会人に必要な知識やマナー、将来の生活設計などに関するセミナー等の開催
- ・Uターン就職を希望する大学生等の就職活動費用の支援

移住希望者への包括的な支援の実施 地域振興課

- ・移住・就職相談のワンストップ窓口「つるおか暮らし・しごと支援センター」による移住支援、Uターン就職希望者に対する職業紹介
- ・首都圏等における移住イベントへの出展による移住相談・Uターン支援
- ・専用サイトによる移住情報の発信

施策の方向

Ⅱ-4 女性の参画拡大とリーダーシップの促進

あらゆる分野における政策・方針決定の過程に男女が共に参画することは、多様な意見や視点を反映させることにつながり、社会情勢の変化にも柔軟かつ的確に対応できる基盤となります。

本市における審議会等への女性の参画状況は、31.0%（令和6年度末時点）となっていますが、依然として十分な水準に達しているとは言えません。

市民意識調査の結果からは、男女が対等に社会参画すべきだと考える人が多い一方で、実際は、女性自身が役割を担うことに対して心理的なハードルや時間的制約を感じており、周囲の理解や後押しが必要であることがうかがえます。また、「管理職に女性が少ない」「意思決定の場に女性がいない」といった声が多く寄せられており、意思決定の場の構造そのものが、女性の意見を反映しにくい状況となっていることがうかがえます。[統計等：〇〇ページ](#)

このため、各種審議会や組織における女性委員や女性管理職の登用を進めるなど、男女が社会の対等な構成員として意思決定過程に参画し、多様な意見や視点が活かされる環境の整備を図っていきます。あわせて、女性の参画に対する不安や負担の軽減とともに、参画の意義や役割を共有する啓発を行うことで周囲の理解を深め、自信を持って役割を担えるよう支援し、活躍できる基盤を整えます。

主な施策①

女性の政策・方針の決定過程への参画の促進

具体的取組	
市審議会等への女性の参画推進	総務課
・各種審議会委員等の女性比率向上に向けた状況把握と働きかけの実施	
官民の女性リーダーの連携や育成・意見反映の場づくり	職員課、政策企画課
・女性の意見や考え方を市の施策等に反映させる場づくりの検討	
・ネットワーク形成や官民の女性リーダーの育成を推進	

施策の方向

II-5 地域活動への多面的な支援

地域活動は、住民同士のつながりを深め、安定した生活を送ることができる地域社会を支える重要な役割を担っています。性別や年齢、立場にかかわらず、誰もが無理なく地域活動に関わることができる環境を整えることは、男女共同参画の視点からも欠かせません。

市民意識調査においても、町内会などの自治会で女性の意見が「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」と感じている市民が約5割に上っています。組織の構造や価値観、参加条件など、複数の要因が重なって女性の意見が反映されにくい環境が生じていることがうかがえます。一方で、女性が地域の役員などとして参画することは、地域活動の質や幅を広げる効果につながるとの認識が、男女ともに共有されていることも明らかとなりました。[統計等：〇〇ページ](#)

こうした背景のもと、女性や若者など多様な人材が参画しやすい地域を目指し、地域活動への支援を行います。

主な施策①

女性が参画しやすい地域づくり

具体的取組	
住民活動の担い手の育成	コミュニティ推進課
<ul style="list-style-type: none">・住民の想いを引き出すファシリテーションカや、住民活動を支え、つなぐコーディネーションカなどを習得できる研修の提供・得意分野を活かした役割分担など、子育て中の方や現役世代でも参加しやすい地域活動の推進	
地域への女性の参画の促進と活動支援 【重点】	コミュニティ推進課、防災安全課、社会教育課
<ul style="list-style-type: none">・町内会長・自治会長向けの女性や若者等多様な人材の活用について学ぶ研修の実施・地域行事や広報を通じた、地域内で活躍している人物や活動の内容紹介・デジタル技術の活用等、負担を分担・軽減できる仕組みづくりの推進・女性が主体となるコミュニティ活動（女性団体等、防犯協会各支部女性部、交通安全母の会等）を支援	
男女共同参画の視点に立った防災の取組強化 【重点】	防災安全課
<ul style="list-style-type: none">・自主防災組織指導者講習会・ブラッシュアップ講習会等への女性の参加促進・鶴岡市地域防災アドバイザーへの女性の登録促進・自主防災組織や避難所運営に関する委員会等へ、男女それぞれのリーダーを配置するなど、双方の視点を取り入れた防災・災害対応の推進・避難所への女性特有の物資（生理用品等）の計画的な備蓄	

基本方針Ⅲ

性別にかかわらず安心して暮らせる環境づくり

数値目標

評価指標	基準値	目標値
1. 市役所男性職員の育児休業取得率	38.7% (令和6年度末)	85% (令和12年度)
2. DVを受けたことを「相談した相手がいる」人の割合 ※1	53.7% (令和7年度)	80% (令和12年度)

※1 「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和7年度)より。DVを受けたことがあるとした回答者の相談先について、6つの選択肢により質問。「相談しなかった」「無回答」以外の回答者を、相談相手がいる人として定義。(参考: 〇〇ページ)

施策の方向

Ⅲ-1 共に支え合う家庭づくりと自分らしい人生設計の推進

性別にかかわらず、誰もが自らの意思で人生を設計できる社会を実現するためには、出産・育児・介護などのライフイベントがキャリアの妨げにならない制度づくりとともに、性別による固定的な役割分担という意識の解消が不可欠です。

市民意識調査によると、性別で役割を固定する考え方は薄れつつあるものの、家事・育児・介護は妻が中心となって行うという認識が男性に多く見られます。また、育児休業などの制度に関しても、男性は女性に比べて「制度を利用したかったが、できなかった」と回答した割合が高く、男性が制度を利用しづらい職場環境や社会背景があることがうかがえます。[統計等: 〇〇ページ](#)

今後は、家庭における男女の役割分担を見直し、改善に向けた周知・啓発を強化するとともに、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。また、若い世代が自分らしいライフプランを描き実現できるよう、婚活支援やプレコンセプションケア※の周知・実施に取り組むほか、自己肯定感を高めるキャリア教育を推進します。

※ 自身の健康や将来の妊娠のために、若い男女が日々の健康や生活に向き合うこと

主な施策①

家庭における協働の推進

具体的取組	
家庭内の役割分担の見直しや男性の家事育児等参加の推進 【重点】 【新規】	職員課、政策企画課、商工課、社会教育課、中央公民館（女性センター）
<ul style="list-style-type: none">・ 性別による役割分担業務の見直しや改善に向けた周知・啓発・ 男性職員の子どもの出生時等の休暇や育児休業、介護休業取得等の促進（再掲）・ 家庭教育支援講座の開催・ 創作や料理等の体験を通して親子がふれあう講座の開催・ 男性向け料理講座の開催	

主な施策②

若者・女性のライフプランを実現するための支援

具体的取組	
結婚・出産・子育て等の情報提供と相談支援	政策企画課、地域振興課、健康課、学校教育課
<ul style="list-style-type: none">・ 「つるおか婚シェルジュ」によるお見合い等の世話焼き活動・ 独身男女やその家族を対象とした結婚相談会、婚活イベント等出会いの機会を創出・ 結婚新生活支援事業補助金による、新婚世帯の経済的負担の軽減・ 若い世代の健康増進やプレコンセプションケアの周知・実施・ 自己理解を促し、自己肯定感を高めるキャリア教育の推進（再掲）・ 性の多様性に関する相談窓口（ホットライン）の周知	

施策の方向

Ⅲ-2 性別に基づく暴力の根絶と困難を抱える女性の包括的支援

性暴力や配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という※）は、重大な人権侵害であり、被害者の心身や生活に深刻な影響を及ぼす大きな社会問題です。また、女性が直面する困難は、性被害や家庭環境などの要因が複雑に絡み合っていることが多く、単一の支援では解決が難しいという側面があります。

市民意識調査では、DVの被害経験が女性に偏っている実態が改めて浮き彫りとなりました。また、被害に遭っても「相談しなかった」割合が45.5%と前回調査を上回り、その理由に「相談しても無駄だと思った」「自分さえ我慢すればいいと思った」「誰に相談してよいかわからなかった」といった声が挙がっています。これは、DVへの対処意識に加え、窓口の認知度や「相談のしやすさ」に依然として課題があることを示しています。統計等：〇〇ページ

DVやデートDVを許さない社会の実現に向け、人権尊重の意識を高める教育・啓発を推進します。あわせて、被害者が安心して早期に相談できるよう体制を整備・周知します。また、従来の待ちの姿勢から、困りごとがある人に支援を届けるアウトリーチ（能動的支援）が全国各地で実施されており、山形県でも取り組みを進めていることから、県や関係機関等と連携し伴走型支援に取り組みます。

※ 配偶者等の親密な関係にある者・あった者の間で行われる身体的・精神的などの苦痛を与える暴力的行為のこと。

主な施策①

暴力の予防や適切な行動を促す教育・啓発活動の取組とDV被害者への支援

具体的取組	
多様な手段・機会を活用した啓発活動の強化	政策企画課、子育て推進課
・ 山形県のDV・デートDV防止啓発用リーフレットの配布先拡大 ・ パープルリボンキャンペーンの実施 ・ 市の広報やホームページ、SNSを活用した啓発活動の実施 ・ 市民を対象とした講座や講演の機会提供	
各関係機関と連携した早期相談の促進	子育て推進課
・ SNS等を活用した相談窓口の周知 ・ DV相談ナビダイヤル「#8008(はれれば)」、「DV相談+(プラス)」の周知	

主な施策②

困難な問題を抱える女性等への支援

具体的取組

啓発活動の強化と相談体制の充実

子育て推進課

- ・ 県のアウトリーチ事業との連携による早期発見
- ・ 関係機関や団体との連携した伴走型支援の実施

6 計画の推進

本計画の取組を実行し目標を達成するため、計画の進行管理を行う体制を整備するとともに、関係する各主体との連携を図ります。

(1) 推進体制

計画の一層の推進を図るためには、確実な取組の進行管理及び多様な視点に基づく意見の反映が重要となります。本市では、主に以下の3つの機会を設け、計画の実施状況の評価・検証や施策の検討等を行います。

①鶴岡市男女共同参画推進懇談会

本市の男女共同参画の推進にあたり、幅広い視点から意見交換を行い、取組の方向性やよりよい推進策を検討するため、学識経験者や市民団体の関係者等で構成する懇談会を開催します。

②鶴岡市男女共同参画推進会議

計画の進行管理及び男女共同参画に関する施策の推進のため、副市長を委員長、市関係部局の部課長等を委員として組織する推進会議を開催します。

③男女共同参画推進作業部会

進行管理に必要な事項や具体的な取組等に関する検討のため、市関係部局の担当職員等による作業部会を実施します。

(2) 国・県・他自治体・関係機関等との連携

国の男女共同参画基本計画や山形県男女共同参画計画等に定められた方針に沿った取組の実施をはじめ、情報交換や事例の共有等を通じて関係機関との連携を図り、取組の効果的な実施に努めます。

(3) 企業等との連携

個々人の生活において労働の場面が占める割合は大きいものであり、労働環境の整備や柔軟な対応の促進等について、基本方針Ⅱの取組を中心として、企業等の理解と協力が得られるよう働きかけを行います。

(4) 市民や各種団体等との連携

男女共同参画の推進にあたり、市民一人ひとりが持つ意識が非常に重要であるため、各相談窓口に寄せられる意見や関係団体等との情報交換、市民意識調査の実施等を通じて、男女共同参画に関する意識や意見、ニーズを把握し、計画や取組への反映を図ります。

付属資料

〇鶴岡市男女共同参画計画（平成23年度～令和2年度）に基づく取組状況

現行の男女共同参画計画の取組状況について令和元年度末時点で取りまとめており、概要は下記のとおりです。現行計画の進捗状況を勘案し、第2次計画の検討を進めています。

下表「取組状況」の凡例 ~~○…実施・達成~~ ~~△…一部未実施~~ ●…未達成

基本方針Ⅰ—男女共同参画の意識の確立

施策の方向	主な施策	取組状況
1 性別による固定的な役割意識の変革	①市民への各種情報の発信、普及啓発活動の強化	〇山形県男女共同参画センターとの連携事業や男女共同参画週間を通じた周知を実施 ●周知啓発等のための拠点機能の設置
	②男性に対する男女共同参画意識の普及啓発の推進	(具体的取組の設定なし) 各取組の目的・内容に則して啓発を継続
2 家庭での男女共同参画の推進	①夫婦や家族全員で家事育児に協力し合う意識づくり	〇家庭教育支援講座や親子ふれあい講座の開催により、家庭での子育て・交流を支援
	②男性の家事労働を支援する取組みの実施	〇男性料理教室の開催により家事労働の技能向上を促進
3 世代間の理解、協力を深める学習・教育の推進	①世代間の理解、協力を深める学習・教育の推進	〇各保育園の行事や子ども家庭支援センターの相談により世代間交流・理解を促進
4 若い世代に対する意識の啓発	①学校での男女共同参画に関する学びの推進	〇公民や家庭科の授業を通じ、男女共同参画の理念や家庭での協力の重要性を啓発 〇「親子で楽しむ庄内論語」で致道館教育の理念に触れ、思いやりの心を育てる教育を実践
	②将来を担う青少年や子育て世代を中心に、それぞれの世代に合った男女共同参画学習の充実	〇中高生と赤ちゃんとのふれあい事業等を通じ、児童生徒と幼児、保護者との交流による学びの機会を提供

基本方針Ⅱ—個性と能力を発揮していきいき働ける環境の整備

施策の方向	主な施策	取組状況
1 男女とも力を発揮して働ける職場環境づくり	①事業者等における男女共同参画に関する法律・制度の普及啓発	〇山形労働局が提供する法令・制度等の情報について適時周知
	②スキルアップ機会の充実、再就業等支援の充実	〇鶴岡ワークサポートルームにおいて、ハローワークと連携した求職者支援及び内職相談・斡旋を実施

2 仕事と家庭の両立しやすい環境づくり	①働き方の見直しを促す取り組みの推進	○若者向けUIJターン就職支援、高校生向け就職情報入手・技能取得の機会を提供 ○市役所においてフレックスタイム勤務制度を導入 ●市男性職員の育休取得率、超過勤務縮減
	②両立に向けた働く場への支援の充実	○山形県「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」認定企業への優遇措置を実施 △子育て支援情報の市広報等による周知拡大
3 よりよい子育て環境の整備・充実	①多様なニーズに応じた保育サービス、子育て支援の充実	○施設整備や地域型保育事業等により低年齢児の受け入れ枠を拡大 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営による児童生徒の居場所づくりを推進 △低年齢児の入所希望者の増加や出生に伴う入所希望により一部待機児童が発生
	②子育てに関する相談・支援体制の充実	○切れ目のない育児支援を行うための子ども総合相談窓口を開設 ○育児サークルへの相談・助言及び活動への補助金交付により保護者同士の交流を促進 △ファミリーサポートセンター事業による病児・病後児の預かりの拡充
4 農林水産業、商工業等における女性の活躍と共同参画の推進	①女性の活躍する取り組みの維持・拡大	○6次産業化相談窓口の常設、農商工親連携コーディネーター配置による相談機能の充実 ○6次産業化ファーストステップ推進事業により、加工による高付加価値化などの新たな取組を支援 ○海鮮レディースが開発した水産加工品についてイベント等を通じた販売促進
	②農林水産業や商工業等の自営業における働きやすい環境と主体的な経営参画の推進	○家族経営協定制度の周知、研修等による農業者年金制度の加入促進 △家族経営協定締結の促進
5 若い世代が働ける新しい就労場の創出	①高等教育・研究機関が牽引する新しい分野の産業の振興	○高校生バイオサミット開催により研究発表及び議論等を通じた人材育成の継続 ○先端研究産業支援センターの整備・拡張等によりバイオ関連企業の集積を促進 ○慶應大学発ベンチャー企業に勤務する若手従業員増加

基本方針Ⅲ— 域活動などあらゆる分野での参画促進

施策の方向	主な施策	取組状況
1 地域社会での女性の活躍の推進	①専門分野や地域で活躍する女性や団体に関する情報の収集・発信	○公益的活動を継続的に行う 6 地域の婦人会に対し補助金を交付 ○市防犯協会各支部女性部の育成強化を目的とした交付金交付、組織化の推進 ○交通安全啓発のため組織的な活動を行う交通安全母の会活動への補助金交付
	②地域で活動する組織やNPO等への支援	○女性センター登録サークルに対する指導助言や活動支援、サークル間での連携を促進 △市民活動団体、関係団体等によるネットワー

		夕形成
	③地域で活動しやすい環境づくりや人材の育成	○女性の心身の健康を保つヒントを学び社会参加を促す講座を実施 ○コミュニティセンターの多目的トイレへのおむつ替えシートの設置推進
2 女性の政策・方針決定過程への参画の促進	①政策・方針の決定過程への女性参画の拡大	●審議会等委員の女性割合

基本方針Ⅳ—ともに健康で安心できる生活の確保

施策の方向	主な施策	取組状況
1 女性の健康維持や性への正しい理解の普及推進	①妊娠・出産・育児と生涯を通じた女性の健康支援	○妊婦健康診査、 プレママ教室 、乳幼児健康診査等の実施により妊娠・出産・子育てを一体的に支援 ○自殺対策に係るネットワーク強化や研修を通じた人材育成等により自殺死亡者が減少 ●女性を対象とした各種検診の受診率向上
	②性と生殖に関する正しい知識の普及	○「保健体育」学習及び「いのちの学習」を全学校で実施 ○「ネット犯罪予防」や「情報モラル」に関する研修会を各学校やPTA等で開催
2 高齢者やひとり親世帯などが安心して暮らせる環境づくり	①高齢者福祉、障がい者福祉等の福祉サービスの充実	○介護者同士の情報交換や研修機会の提供、家族介護者慰労金を支給 ●年間を通じて意識的に運動している人の割合の増加
	②ひとり親家庭への支援	○児童扶養手当の支給や医療費助成の実施 ○教育訓練給付金等による自立支援、住宅に係る経済的支援 ○母子・父子自立支援員による相談対応
	③市内に在住する外国人への支援	○外国語講座やワールドバザールの継続的開催により異文化理解を促進 ○外国人向けの日本語習得の機会や多言語による生活相談等の提供により暮らしやすい環境を整備
3 DV加害者、被害者にならない意識啓発と相談体制の充実	①女性に対するあらゆる暴力を防ぐ環境づくり	○学校において虐待の早期発見・即時対応の共通理解促進、発見時の対処方法への指導 △DVに関するチラシ設置等による周知
	②相談体制、サポート体制の整備と周知	○関係機関との連携のもと女性相談員（母子・父子自立支援員兼務）が相談対応を実施

○男女共同参画関連—用語解説

単語が出てきた際に※印で記載する

<p>固定的な性別役割分担意識</p>	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。</p>
<p>無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)</p>	<p>誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。</p>
<p>ジェンダー</p>	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p>
<p>持続可能な開発のための2030アジェンダ (持続可能な開発目標：SDGs)</p>	<p>平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。</p>
<p>ダイバーシティ</p>	<p>「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。</p>
<p>指導的地位</p>	<p>「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成19年2月14日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。</p>
<p>女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)</p>	<p>昭和54年（1979年）に国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。日本は昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。</p> <p>なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをい</p>

	う。」と規定されている。
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、働く人が、仕事と、子育てや介護、自己啓発、地域活動などといった仕事以外の生活とを自分が望むバランスで実現できることを意味している。
イクボス	部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績と結果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者や上司のこと。
DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者等の親密な関係にある者・あった者の間で行われる身体的・精神的などの苦痛を与える暴力的行為。 -[デートDV]- 婚姻関係にない10代～20代の交際関係にある者またはあった者の間で行われる身体的・精神的などの苦痛を与える暴力的行為。[セクシュアルハラスメント] 相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。
性的指向・性自認（性同一性）	性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。 -[セクシュアル・マイノリティ]- 同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーやその他の多様な性自認や性的指向を持つ人 -[LGBT]- 以下の頭文字を合わせた言葉。 L…レズビアン：女性の同性愛者 G…ゲイ：男性の同性愛者 B…バイセクシュアル：両性愛者 T…トランスジェンダー：身体的性と性自認の不一致に対する違和など -[カミングアウト]- 今まで公にしていなかった自らの性的指向等を表明すること -[アウティング]- 本人の了解を得ずに、公にしている性的指向等の秘密を暴露すること -[SOGI]-

	<p>性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字を合わせた言葉</p>
--	---

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（平一一法一〇二・全改）

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（平一一法一〇二・全改）

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（平一一法一〇二・全改）

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

（平一一法一〇二・全改）

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（平一一法一〇二・全改）

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（平一一法一〇二・全改）

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（平一一法一〇二・全改）

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一一法一〇二・全改）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以

下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業

生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正)

- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（令元法二四・旧第二十三條繰下・一部改正）

（秘密保持義務）

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令元法二四・旧第二十四條繰下）

（協議会の定める事項）

第二十九條 前二條に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（令元法二四・旧第二十五條繰下）

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八條第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（令元法二四・旧第二十六條繰下・一部改正）

（公表）

第三十一條 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八條第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八條第七項に規定する一般事業主に対し、前條の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（令元法二四・追加）

（権限の委任）

第三十二條 第八條、第九條、第十一條、第十二條、第十五條、第十六條、第三十條及び前條に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を

都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条線下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条線下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条線下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条線下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条線下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条線下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条線下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条線下・一部改正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二及び三 略

- 四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指

導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正）

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの

暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の

- 本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。) その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的^{しゅう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所

において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立

ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認められる者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係

にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

（平二五法七二・追加）

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（平二五法七二・一部改正）

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行

状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大

について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○山形県男女共同参画推進条例

平成十四年七月二日公布
山形県条例第四十五号

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第八条—第十九条）
- 第三章 男女共同参画審議会（第二十条—第二十六条）
- 附則

私たちが目指す二十一世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によってのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によって役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲

内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第七条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第八条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男

女共同参画計画」という。)を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第九条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第十条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第十一条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第十二条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第十三条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第十五条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第十六条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第十七条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第七条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第十八条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第二十条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第二十一条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
- 3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第二十二条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十三条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第二十四条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第三項及び第四項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第二十五条 審議会の庶務は、子育て若者応援部において処理する。

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十四日条例第十九号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月十九日条例第七号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十四日条例第五号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

○鶴岡市男女共同参画推進懇談会 委員名簿 修正済

氏名	所属
青 木 孝 弘	東北公益文科大学 教授
會 田 健	朝日中学校 校長
佐 藤 朋 子	庄内総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課 課長
大 場 千 里	由良自治会 理事
卯 野 登志光	鶴岡公共職業安定所 所長
佐 藤 奈 美	山形県社会保険労務士会庄内支部 ポラリス社会保険労務士法人
池 田 ゆり子	出羽商工会 事務局長
白 幡 美 希	株式会社 庄交コーポレーション 人事総務部 課長
平 山 陽 子	株式会社庄内銀行 人事総務部 アシスタントマネージャー
大 川 尚	社会福祉法人 恵泉会 常務理事

(委嘱期間：令和7年3月～令和9年2月)

○計画策定の経過 **修正済**

令和7年3月18日	令和6年度第1回男女共同参画推進懇談会
令和7年6月24日	令和7年度第1回男女共同参画推進懇談会
令和7年7月17日	〃 男女共同参画推進作業部会
令和7年8月6日	〃 男女共同参画推進会議
令和7年9月	鶴岡市男女共同参画に関する市民意識調査
令和7年10月2日	令和7年度第2回男女共同参画推進懇談会
令和7年10月31日	〃 男女共同参画推進作業部会
令和7年11月21日	〃 男女共同参画推進会議
令和7年12月17日	令和7年度第3回男女共同参画推進懇談会
令和7年12月24日	〃 男女共同参画推進作業部会
令和8年1月16日	令和7年度第4回男女共同参画推進作業部会
令和8年1月27日	令和7年度第3回男女共同参画推進会議
令和8年2月3日	〃 男女共同参画推進懇談会
令和8年2月	市民からの意見公募（パブリック・コメント）
令和8年3月31日	策定